

第1章 農業経営の問題点

1. 日本農業の問題点

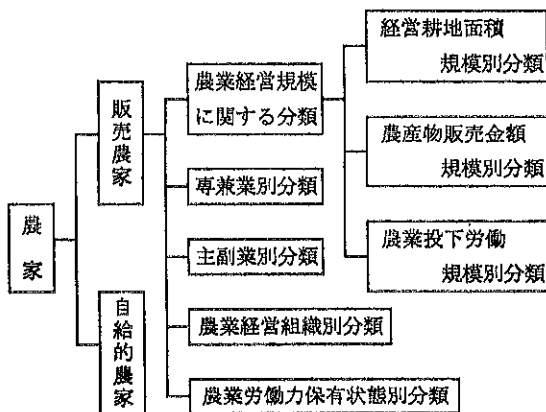
日本における農業であげられている問題点は、農業所得が他産業に比べて低い。機械化の進展が遅れ、手作業が多く労働がきつい。田畑が分散して耕作能率が上がらない。農業経営診断規模が小さい。専業農家が減少し兼業農家が増えている。若年就業人口が少なく、高齢化し農業の担い手が年々減少している。更に日本人のライフスタイルの変化や消費動向の変化が農業に影響している。これらの問題点から日本の自給率は、約40%と低く、輸入の依存度が高く将来の食糧不足による不安をかかえている。

ここで、先に進む前に用語の解説と農業調査表から現況を掴むことにする。

(注) 主な用語の解説

- 農家** 経営耕地面積が10a以上、または10a未満でも、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上(例外規定)規模で農業を営む世帯をいう。
- 販売農家** 農家のうち経営耕地面積が30a以上、または調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいう(経営耕地面積30a未満で、調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家(例外規定)も含まれる)。
- 自給的農家** 農家のうち経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家をいう(経営耕地面積10a未満で、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上50万円未満の農家(例外規定)も含まれる)。

(農家分類体系図)



※自給的農家については、分類は行わない。

[専兼業別分類]

専業農家 世帯員の中に兼業従事者(満15歳以上の世帯員で、調査期日前1年間に30日以上よそに雇用されて仕事に従事した者、または調査期日前1年間の販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家をいう。
 なお「男子生産年齢人口のいる農家」とは、満15歳以上満64歳以下の男子がいる専業農家をいう(1995年農業センサスから満16歳以上を満15歳以上に改定した)。

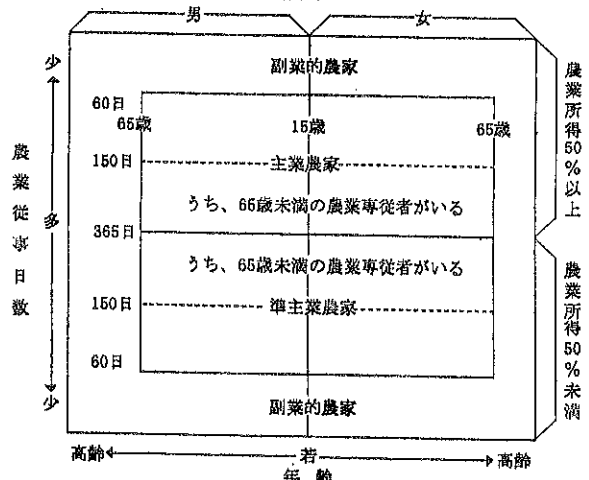
兼業農家 世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

なお、兼業従事者とは、満15歳以上の世帯員で、調査期日前1年間に30日以上よそに雇われて仕事に従事した者、または調査期日前1年間の販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者をいう(1995年農業センサスから満16歳以上の定義を満15歳以上に改定した)。

[主副業別分類]

- 主業農家** 農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上世帯員がいる農家をいう。
- 準主業農家** 農外所得が主(農家所得の50%以上が農外所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上世帯員がいる農家をいう。
- 副業的農家** 65歳未満の自営農業従事60日以上者がいない農家をいう。
 また、調査期日前1年間に農産物を販売しなかった等、農業所得のない農家については、農外所得との比較ができないため、副業的農家に分類した。

主副業別分類の概念図



(資料出所) 新潟農林水産統計年報(113~114頁) 新潟農林統計協会

(図表1-1)

平成14年農業構造動態調査(基本構造)結果(平成14年1月1日現在)

1 農 家 調 査

< 参考資料 >

(1) 農 家 数

(2) 販売農家の農業生産構造

ア 主副業別農家数

単位：戸

県・年次	総農家	販売農家		販売農家計	主業農家	65歳未満の農業専従者がいる農家		準主業農家	65歳未満の農業専従者がいる農家		副業農家
		販売農家	自給的農家			農業専従者	兼業農家		農業専従者	兼業農家	
全 国	3 027 770	2 248 790	778 980	2 248 790	462 810	409 660	554 510	175 940	1 231 470		
北 陸	230 700	185 980	44 720	185 980	17 910	13 760	57 000	13 610	111 070		
富 山	45 410	37 550	7 860	37 550	1 820	1 100	9 820	890	25 910		
石 川	35 310	27 000	8 310	27 000	2 050	1 890	6 170	1 680	18 780		
福 井	37 780	29 970	7 810	29 970	1 370	1 000	8 210	1 690	20 390		
新 潟											
平. 12(七)	116 265	95 913	20 352	95 913	13 868	10 469	35 471	9 057	46 574		
13	114 540	94 010	20 520	94 010	13 280	9 660	35 030	9 090	45 710		
14	112 200	91 460	20 740	91 460	12 680	9 770	32 800	9 340	45 080		

注：1)平成12年は、世界農林業センサス結果で2月1日現在であり、平成13年及び14年は、調査動態調査(基本構造)結果で1月1日現在である。

2)平成14年農業構造動態調査(基本構造)の取扱は、概数値である(以下の各表とも同じ)。

3)「農業専従者」とは、調査期前1年間の自営農業従事日数が150日以上(の者を含む)、「専従者」とは、調査期前1年間の自営農業従事日数が60日以上149日以下の者をいう。

4)本統計表の農業構造動態調査(基本構造)結果は、基本調査により集計したため、農産物産出に於けるラウンドの関係を、計が内訳に一致しない場合がある(以下の各表とも同じ)。

イ 経営耕地規模別農家数(全国は都府県)

単位：戸

県・年次	販売農家計	1)					
		0.5ha未満	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0ha以上
全 国	2 188 600	517 370	782 420	566 230	175 400	100 270	46 900
北 陸	185 980	30 890	58 540	59 780	20 370	11 000	5 300
富 山	37 550	5 670	12 660	13 920	3 460	1 190	660
石 川	27 000	6 340	9 740	7 200	1 930	1 140	870
福 井	29 970	5 940	10 760	9 950	2 370	500	340
新 潟							
平. 12(七)	95 913	14 182	27 548	20 349	13 317	8 395	3 122
13	94 010	13 360	26 440	22 180	13 160	8 420	3 460
14	91 460	12 940	25 480	22 710	12 630	8 080	3 630

注：1)には、経営耕地面積30.0未満で、調査期前1年間の農業所得金額が60万円以上の農家(調査対象)を含む。

：「全国」は、「都府県」の取組を便宜上入れてある。

ウ 専業農家別農家数

単位：戸

県・年次	販売農家計	専業農家	1)男子生産年齢人口が		第1種兼業農家		第2種兼業農家	
			世帯主	専業主	世帯主	専業主	世帯主	専業主
全 国	2 248 790	439 300	194 050	300 180	240 100	1 509 310	296 730	
北 陸	185 980	17 820	5 370	16 250	10 960	161 910	21 640	
富 山	37 550	2 790	730	1 820	1 000	32 930	2 110	
石 川	27 000	3 190	700	1 590	1 180	22 220	3 030	
福 井	29 970	1 940	400	1 460	1 060	26 570	2 930	
新 潟								
平. 12(七)	95 913	9 400	3 657	12 662	8 758	73 851	15 948	
13	94 010	9 880	3 430	12 020	8 380	72 120	12 750	
14	91 460	9 900	3 540	11 380	7 720	70 190	13 570	

注：1)は、専業農家のうち、16歳以上64歳以下の男子世帯主のいる農家を「男子生産年齢人口のいる農家」という。

2)「兼業農家」とは、世帯主の中で年間30日以上他に雇われた者(兼業農家)又は農業以外の自営業によって年間15万円以上の収入金額のあった農家をいう。「第1種兼業農家」とは、農業所得を主とする兼業農家、「第2種兼業農家」とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

エ 農家人口(農家世帯員数)

オ 農業従事者数

単位：人

県・年次	販売農家計	男 女 別		販売農家計	男 女 別		日 数 別		
		男	女		男	女	1~59日	60~149	150日以上
全 国	9 897 750	4 841 270	5 056 480	6 509 750	5 438 920	3 070 840	3 333 060	1 437 750	1 738 930
北 陸	854 940	420 030	434 910	571 670	305 260	266 410	362 760	137 020	71 890
富 山	175 790	84 880	90 910	113 470	59 980	53 490	83 040	25 340	5 080
石 川	119 330	58 380	60 950	89 910	43 100	37 810	53 590	16 330	11 000
福 井	144 190	69 920	74 270	95 680	50 110	45 570	69 610	17 290	8 780
新 潟									
平. 12(七)	452 491	223 147	229 344	297 890	161 304	136 586	169 988	78 979	48 925
13	433 900	215 080	218 820	284 370	157 520	137 040	166 250	80 380	47 940
14	415 630	208 840	206 790	281 610	152 070	129 540	156 520	78 070	47 030

注：1)「世帯員」とは、原則として世帯主を共にしている人のことをいう。

2)「農業従事者」とは、16歳以上の世帯員のうち、調査期前1年間に1日以上自営農業に従事した者をいう。

(資料出所)新潟農林水産統計年報(H13~H14版)新潟農林統計協会

(1) 日本農業の主な問題点と課題

農業に対する我が国の現状と課題については、毎年発行される農林統計協会の白書によって示されている。また都道府県毎に農林水産の統計が毎年詳しく発表され農業経営の実態データは豊富に見ることができる。農業経営診断を行う上でこれらの文献は貴重な指針となるものであり、診断分析に不可欠な資料である。

ここでは、「食料・農業・農村白書」（平成14年版）の中から若干農業の現状と課題について取りあげておく。

① 農業生産の動向（相対的に減少傾向にある）

農業生産を数量ベースの指数で見ると、果実・豆類・芋類・麦類等が増加しているが米・野菜・畜産等が下回っている。このことから農業総合では1.7%減少している。

米は、自給率を満たし、麦・豆類は自給率工場の農業施策によって、米の作付面積が減少、麦類は転作により増加したことで、米の収穫量は減少し、麦豆類は増加している。

畜産では、肉用牛はBSEの影響で出荷停止となり生産量は減少している。鶏卵は増えている。

(図表1-2) 農産物生産者価格の動向(平成12年=100)

年次	指 数					対前年増減(△)率(%)				
	9年	10	11	12	13 (概算)	9	10	11	12	13 (概算)
農業総合	104.3	98.1	99.7	100.0	98.3	0.4	▲ 5.9	1.6	0.3	▲ 1.7
耕種総合	105.1	97.1	99.5	100.0	98.7	0.6	▲ 7.6	2.5	0.5	▲ 1.3
うち 米	105.8	94.6	96.8	100.0	95.7	▲ 3.1	▲ 10.6	2.4	3.3	▲ 4.3
麦 類	82.6	75.8	85.6	100.0	100.6	10.7	▲ 8.2	12.9	16.8	0.6
豆 類	78.4	78.8	87.0	100.0	104.0	▲ 3.0	0.5	10.4	14.9	4.0
いも類	112.2	106.0	98.8	100.0	99.0	8.4	▲ 5.5	▲ 6.8	1.2	1.0
野菜類	103.4	98.1	100.0	100.0	98.8	▲ 1.6	▲ 5.1	1.9	0.0	▲ 1.2
果 実	115.1	101.2	107.7	100.0	105.3	15.9	▲ 12.1	6.4	▲ 7.1	5.3
花 き 類	95.7	96.4	100.6	100.0	99.9	1.8	0.7	4.4	▲ 0.6	▲ 0.1
工芸農作物	108.7	106.2	103.6	100.0	100.6	5.7	▲ 2.3	▲ 2.4	▲ 3.5	0.6
畜産総合	102.2	101.1	100.2	100.0	97.4	▲ 0.2	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.2	▲ 2.6
うち乳用牛	109.8	105.5	102.9	100.0	99.6	▲ 3.9	▲ 3.9	▲ 2.5	▲ 2.8	▲ 0.4
肉用牛	100.9	100.5	100.3	100.0	92.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 7.7
豚	102.2	102.1	100.6	100.0	97.0	1.7	▲ 0.1	▲ 1.5	▲ 0.6	▲ 3.0
ブロイラー	103.5	100.4	100.3	100.0	99.8	▲ 1.6	▲ 3.0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.2
鶏 卵	101.0	100.1	99.9	100.0	100.4	0.0	▲ 0.9	▲ 0.2	0.1	0.4
生 乳	101.7	100.9	99.6	100.0	97.8	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 1.3	0.4	▲ 2.2

資料：農林水産省「農林水産業生産指数」

(図表1-3) 農業生産指数の動向(品目別・平成12年=100)

区 分	農 産 物 合 計	品 目 別							
		米	野 菜	果 実	工芸農作物	花 き	畜 産 物	生 乳	
指 数	平成11年	106.3	108.2	113.7	101.6	107.6	100.7	99.4	100.7
	12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	13	99.8	99.4	103.8	95.2	96.2	99.5	100.1	100.7
	14	97.1	97.8	101.6	84.7	88.6	103.9	98.7	101.3
対前年騰落(△)率(%)	9	▲ 6.1	▲ 8.7	0.5	▲ 22.8	▲ 16.2	5.2	▲ 0.5	▲ 0.2
	10	7.1	2.2	23.4	11.1	▲ 6.3	10.4	▲ 4.0	0.5
	11	▲ 7.2	▲ 7.3	▲ 16.3	▲ 7.0	23.7	▲ 14.6	▲ 0.6	▲ 0.7
	12	▲ 5.9	▲ 7.6	▲ 12.0	▲ 1.6	▲ 7.1	▲ 0.7	0.6	▲ 0.7
	13	▲ 0.2	▲ 0.6	3.8	▲ 4.8	▲ 3.8	▲ 0.5	0.1	0.7
14	▲ 2.7	▲ 1.6	▲ 2.1	▲ 11.0	▲ 7.9	4.4	▲ 1.4	0.6	

資料：農林水産省「農業物価指数」

注：品目別については、主要なもののみ表示した。

農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」（農林統計協会発行）

②農家経済の動向（平成13年の農家所得は5年連続減少）

平成13年度の販売農家1戸当たりの農業粗利益（売上）は前年より、34,000円(10%)減少し3,474,000円となっている。5年間連続の減少を示している。農業所得の減少に加えて農外所得も224,000円(4.5%)減少し減少率が拡大している。主副業別では、主業農家の総所得は、副業的農家よりも減少幅が大きくなっている。このため主業農家の農家総所得は、準主業農家に比べて87%の水準となり、その格差は広がっている。

農業所得よりも多くの所得の多い準主業農家よりも、主業農家の所得が低いことが農業に就業する意欲を失っていると言える。この現象は、日本の高度成長時代の第2次産業の生産規模の拡大・雇用の拡大に由来している。農業の後継者は、農家就業を離れサラリーマンを選択した。

(図表1-4)

農家経済の動向（全国・販売農家1戸当り）

(単位：万円、%)

	平成13年 実績	対前年増減(Δ)率						
		9	10	11	12	13	14(概数値)	
販売農家平均	農家総所得	802.2	▲1.6	▲1.3	▲2.5	▲2.1	▲3.1	▲3.2
	農業所得	103.4	▲13.3	3.6	▲8.4	▲5.0	▲4.6	▲1.4
	農外所得	475.1	0.2	▲3.0	▲3.4	▲3.0	▲4.5	▲5.1
	年金・被贈等の収入	223.7	1.7	0.1	3.0	1.5	0.7	0.7
主業農家	農家総所得	749.3	0.2	2.8	▲3.6	▲0.8	▲4.1	—
	農業所得	476.4	1.8	7.1	▲6.2	▲0.8	▲5.1	—
	農外所得	89.9	▲4.2	▲10.4	▲3.7	▲1.9	▲6.3	—
	年金・被贈等の収入	183.0	▲1.1	▲0.8	4.2	▲0.0	▲0.3	—
準主業農家	農家総所得	862.7	▲2.1	▲1.0	▲4.6	▲1.4	▲2.1	—
	農業所得	92.8	▲13.9	7.7	▲12.9	▲0.8	▲6.6	—
	農外所得	556.4	▲1.5	▲3.8	▲5.0	▲1.0	▲5.0	—
	年金・被贈等の収入	213.6	3.6	3.7	1.2	▲3.1	8.9	—
副業的農家	農家総所得	795.5	▲1.8	▲2.1	▲1.5	▲2.6	▲3.1	—
	農業所得	21.3	▲38.1	2.9	▲0.2	▲10.1	▲5.8	—
	農外所得	538.1	▲0.5	▲2.6	▲3.3	▲4.5	▲3.7	—
	年金・被贈等の収入	236.2	0.9	▲1.4	3.2	2.9	▲1.4	—

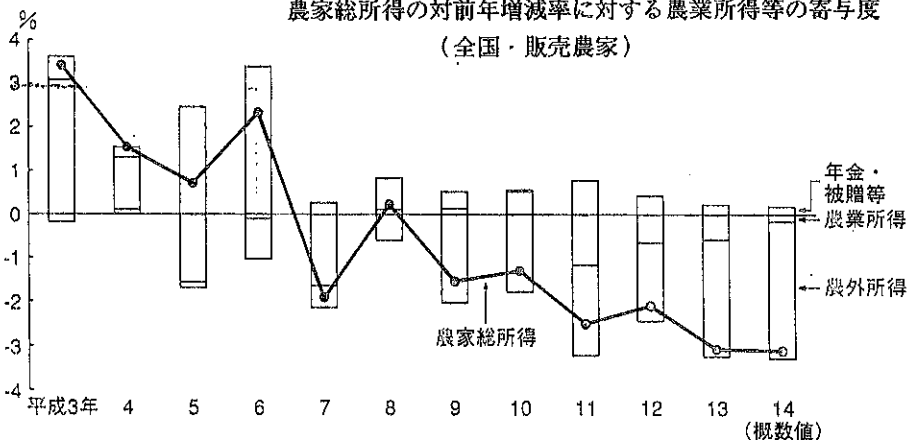
資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営動向統計）」

注：14年（概数値）の対前年増減率は、14年の月別収支の累積と13年の月別収支の累積を比較したものであり、農業粗利益、経営費の在庫増減は含まれていない。また、農業経営費等の減価償却費を過年度の実績に基づいて試算したものである。

(図表1-5)

農家総所得の対前年増減率に対する農業所得等の寄与度

(全国・販売農家)



資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営動向統計）」

注：1) 6年以前は、年度値である。

農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」（農林統計協会発行）

③農家労働力の動向

1)農家戸数及び農家人口（稲作を中心に主業農家は減少）

平成14年の総農家戸数は3,028,000戸から約21%減少している。この減少傾向が小規模状況と共に自給率の低いことを裏付けている。特に主業農家の割合の低下が大きな問題点である。

(図表1-6)

農家戸数の推移

(単位：千戸、%)

総農家	平成2年		7	12	14	構成比
	3,835	構成比				
販売農家	2,971	100.0	2,651	2,337	2,249	100.0
主業農家	820	27.6	678	500	463	20.6
準主業農家	954	32.1	695	599	555	24.7
副業的農家	1,196	40.3	1,279	1,237	1,231	54.8
専業農家	473	15.9	428	426	439	19.5
うち男子生産年齢人口の いる専業農家	318	(10.7)	240	200	194	(8.6)
うち高齢専業農家	155	(5.2)	188	227	245	(10.9)
第1種兼業農家	521	17.5	498	350	300	13.3
第2種兼業農家	1,977	66.5	1,725	1,561	1,509	67.1
自給的農家	864	—	792	783	779	—

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

2)新規就農者の動向（増加傾向にあり、就農経営も多様化している）

長引く景気の低迷に伴い雇用情勢が不安定の中で、農業を選択する気運や、自然志向を求める傾向を背景に新規就農者は増加傾向にある。

今後これまでの新規就農支援対策を強化し、若年層の就業人口の増加を課題としている。

(図表1-7)

新規就農者等の推移

	新規就農者					新規就農相談センターへの 就農相談者		
	(千人)	うち新規 学卒就農者 ① (千人)	うち離職 就農者 (千人)	うち39歳 以下の離 職就農者 ② (千人)	新規就農 青年 ①+② (千人)	就農相談 件数 (件)	就農相談 者 (人)	就農者累 計 (人)
昭和60年	93.9	4.8	89.1	15.7	20.5	—	—	—
平成2	15.7	1.8	13.9	2.5	4.3	1,831	754	92
7	48.0	1.8	46.2	5.8	7.6	3,447	2,474	311
12	77.1	2.1	75.0	9.5	11.6	9,786	8,859	915
13	79.5	2.1	77.4	9.6	11.7	12,571	10,040	1,183

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、全国農業会議所調べ。

注：1) 「新規学卒就農者」とは、新規学卒者のうち主に自営農業に従事した者であり、2年以上は総農家、7年以降は販売農家の数値である。

2) 「離職就農者」とは、離職等により就業状態が「勤務が主」から「農業が主」となった者（在宅、Uターンを問わない。）である。

3) 新規就農相談センターへの就農相談者数は、全国新規就農相談センター（全国農業会議所）及び都道府県新規就農相談センター（都道府県農業会議）への相談者数の合計であり、年度値である。

農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」（農林統計協会発行）

④生産構造の現状と構造改革

1) 農業構造の動向（構造改革に向けた動きは認められる）

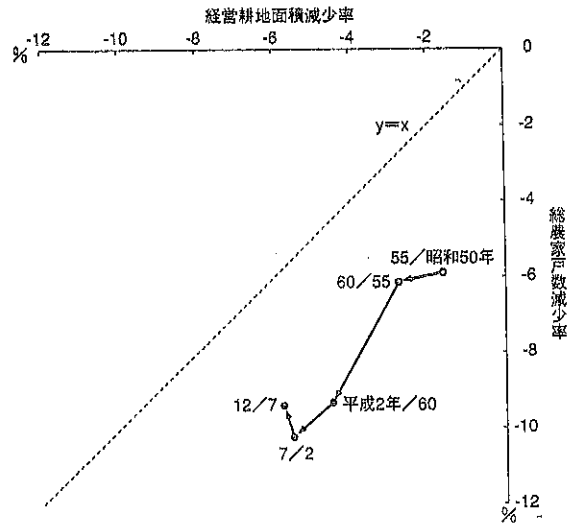
総農家戸数と経営耕地面積の推移は、両者とも減少率は拡大する傾向にある。経営耕地面積は農家数の減少と共に減少している。その中で離農家から経営規模の拡大を志向する経営体に耕地を賃貸する動きもあり、農業構造の改革もみられる。

一方、農地の所有構造の動向を見ると、主業農家のシェアが低下する一方で自給農家や土地持ち非農家のシェアが上昇する傾向にある。

今後、優良農地の確保が認定農業者に集積が加速することが課題である。

(図表1-8)

総農家戸数減少率と
経営耕地面積減少率の推移
(昭和50年～平成12年)



資料：農林水産省「農林業センサス」

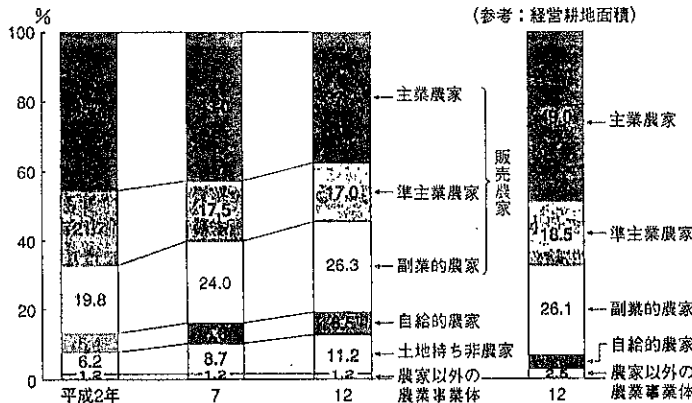
2) 耕作放棄地の急増

離農や規模の縮小等に伴う耕作放棄地は、年々増加している。その中で貸付農地も増えているものの放地面積も増加を続けている。平成12年度には343,000 ㌃に達し、これは全耕地面積の約6%である。

耕地放棄地の増加要因は「高齢化や労働力不足」・「傾斜地等で土地の条件が悪い」・「農地の引き受け手がない」ためである。

(図表1-9) 農業の所有割合の推移(全国)

(参考：経営耕地面積)

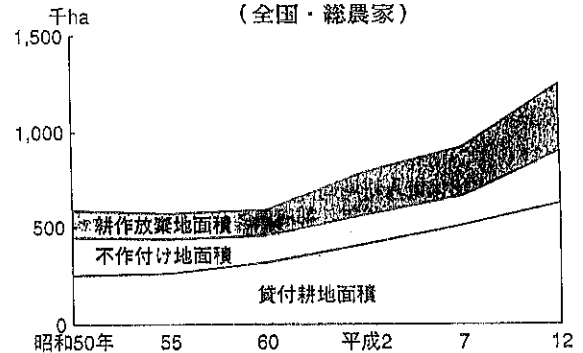


資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) 農地の所有面積は次式により算出した。

所有面積=経営耕地面積+借入耕地面積+貸付耕地面積+耕作放棄地面積
2) 土地持ち非農家とは「傾斜地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯」である。

貸付耕地面積・不作付け地面積
耕作放棄地・面積の推移
(全国・総農家)



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) 貸付耕地面積は、農家における借入耕地面積の総計として捉えたものである。

2) 不作付け地面積は、農家における不作付け地面積の総計である。ただし、平成12年は自給的農家を除く。

3) 耕作放棄地面積は、総農家及び土地持ち非農家世帯の総計である。

農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」(農林統計協会発行)

⑤効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者）の育成

望ましい農業構造の実現を図るためには、意欲と能力のある農業経営者を育成することが課題である。

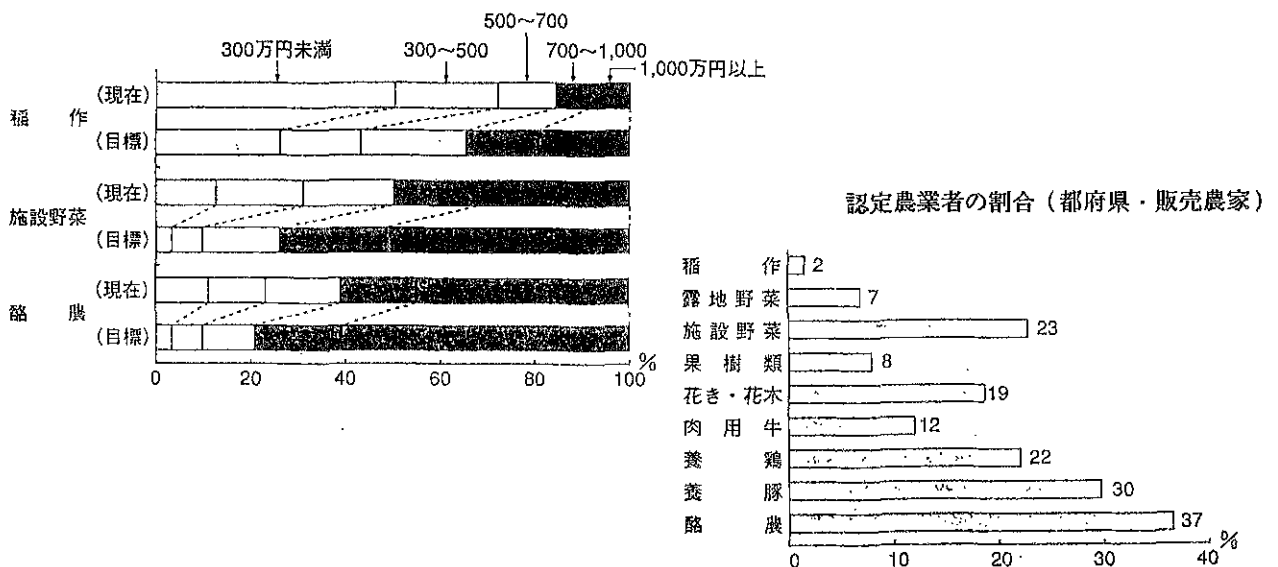
このため全国で農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者（平成14年12月現在 167,662（うち法人 6,233））の経営体が生まれている。

経営者年齢は50才未満が43%で全国販売農家平均の22%を大きく上回っている認定農業者の経営部門別割合をみると養鶏・養豚・酪農・施設野菜が高く、稲作は2%と低いのが目立っている。

認定農業者は、経営改善計画書に目標計画を提出して行われるが、目標と現時点を比較すると多くは、目標所得に達していない状況が伺える。

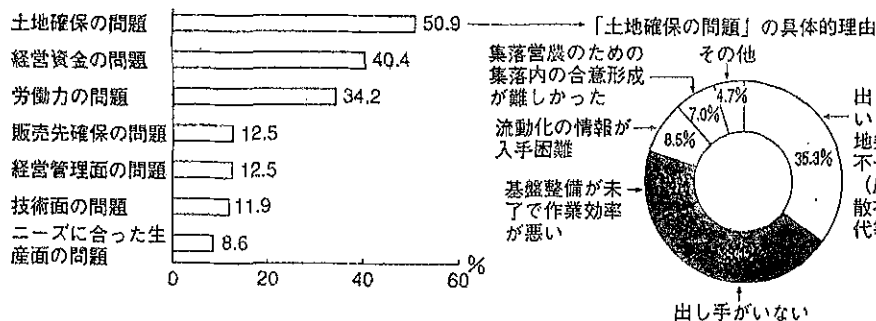
また、「計画を達成出来ない」とする認定農業者の割合は4割に及んでいる。

(図表1-10) 農業所得階層別にみた認定農業者数の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：それぞれの部門（単一経営）の販売農家数に占める認定農業者のいる農家数の割合である。

経営内容・規模等の目標が達成できなかった理由（複数回答）

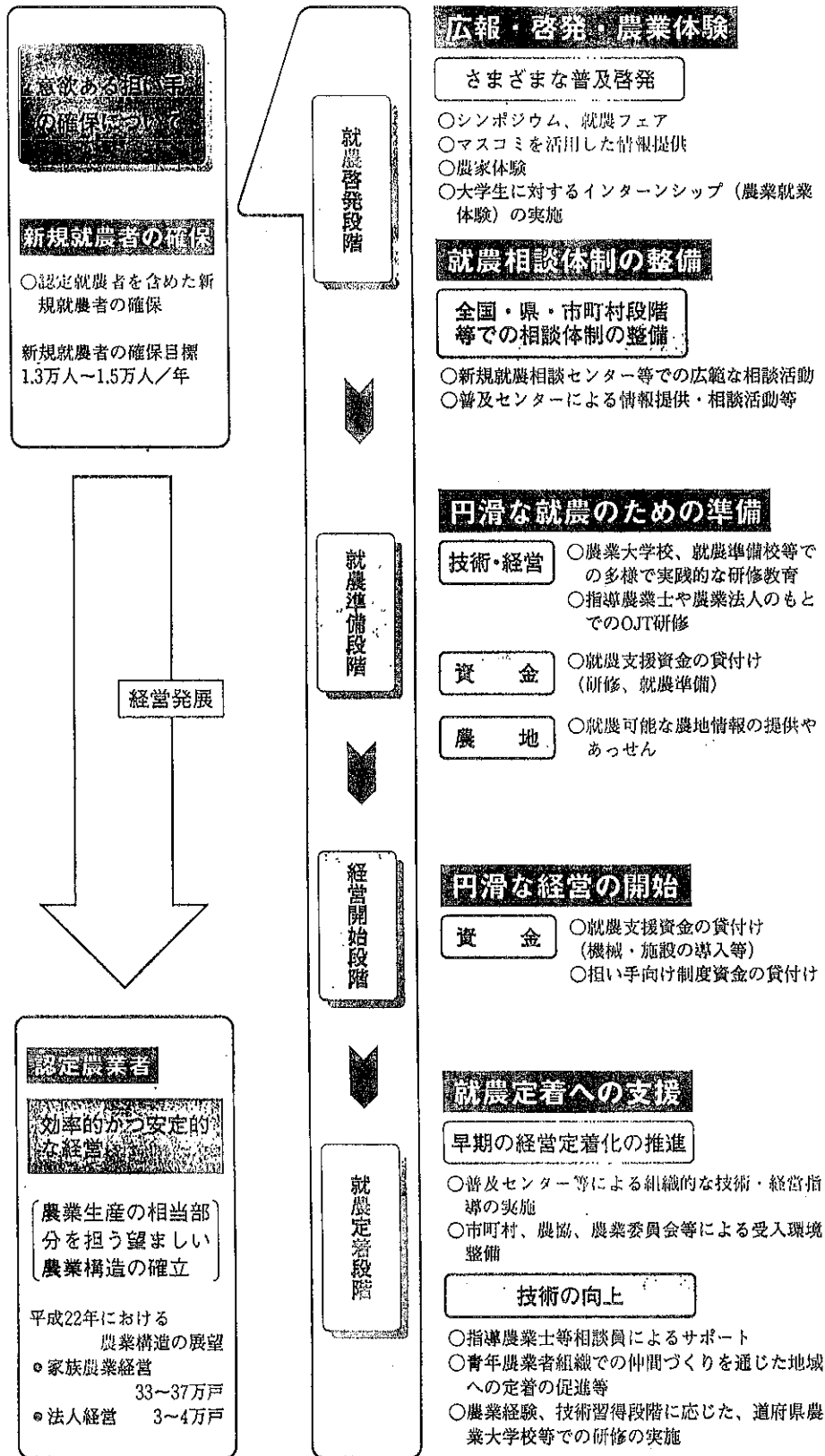


資料：農林水産省東北農政局「認定農業者の経営意向に関するアンケート結果」（13年11月調査）
注：東北地方における認定農業者のいる農家2,698戸を対象としたアンケート調査であり、回収率は48.5%である。

農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」（農林統計協会発行）

新しく農業を開始するための施策概要

(図表1-11)



農業経営改善計画認定申請書

市町村長殿

申請者住所

平成14年6月××日

氏名(名称・代表者)

昭和22年3月○日生(55歳)

〇〇〇夫

〈法人設立年月日 年 月 日 設立〉

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項(農業経営基盤強化促進法施行規則)昭和55年農林水産省令第34号(第13条)に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

①目標とする営農類型		農業経営改善計画	
②経営改善の方向の概要	<p>これまで専ら2人で水稲主体に野菜、肉用牛(繁殖)との複合経営を行ってきた。</p> <p>近年、高齢農家や兼業農家から農地の委託要請が増大しており、求春、長男が農業者大学校を卒業し、経営に参画する予定なので、水稲と肉用牛部門の拡大を図るとともに転作田を活用した新たな飼料作物を導入する。</p> <p>◎専ら主たる農作業からはずし、長男と2人体制で年間労働時間2千時間、年間1千万円の所得をめざし、ゆとりある生活を実現したい。</p>	<p>水稲十肉用牛(繁殖)</p>	<p>29,700kg(29,000kg)</p>
作目・部門名	<p>水稲</p> <p>ダイコン</p> <p>サイイン</p> <p>ニンジン</p> <p>繁殖雌牛</p> <p>飼料作物</p> <p>経営面複合計</p>	<p>生産量</p> <p>10,800kg(10,600kg)</p> <p>10,000kg(10,000kg)</p> <p>12,000kg(12,000kg)</p> <p>3,500kg(3,500kg)</p> <p>1頭(1頭)</p> <p>32,500kg</p>	<p>生産量</p> <p>29,700kg(29,000kg)</p>
経営規模の拡大に関する目標	<p>経営規模の拡大に関する目標</p>	<p>作付面積</p> <p>550a</p>	<p>生産量</p> <p>15頭(15頭)</p> <p>143,000kg</p>
作業委託	<p>水稲</p>	<p>現況(19年)</p> <p>20頭</p> <p>220a</p> <p>770a</p>	<p>目標(19年)(a)</p> <p>200</p> <p>30</p>
その他の関連・附帯事業	<p>機械・施設</p> <p>20~30a区画中心</p>	<p>所在地(市町村名)</p> <p>〇〇町</p> <p>〇〇町</p> <p>〇〇町</p>	<p>目標(19年)</p> <p>630</p>
④生産方式の合理化の目標	<p>機械・施設</p> <p>トラクタ</p> <p>コンバイン</p> <p>ランナー</p> <p>牛舎</p>	<p>現況</p> <p>30PS</p> <p>3条</p> <p>3条</p> <p>1t</p> <p>70m²</p> <p>8m²</p>	<p>目標(19年)</p> <p>45PS</p> <p>4条</p> <p>4条(グレタンク付)</p> <p>1t、0.5t</p> <p>120m²</p> <p>140m²</p>

④合理化の方向	作目・部門名	現況	目標(19年)
生産方式の合理化の目標	小規模畜産	<p>施肥は根付肥、糞肥2回の合計3回</p> <p>個体の品質が一定しない</p>	<p>施肥は根付肥、糞肥2回の合計3回</p> <p>個体の品質が一定しない</p>
⑤経営管理の合理化の目標	<p>経営改善の目標</p> <p>規模拡大</p> <p>農地集積</p> <p>生産方式の合理化</p> <p>経営管理の合理化</p> <p>農業従事態様等の改善</p>	<p>糞肥記録していないので経営の状況がしつかり把握できていない</p> <p>特に休みを決めていないので生活にメリハリがない</p> <p>●本認定制度を活用して、条件の良い農地を農業委員会よりありせんしもらう。</p> <p>●ほ場整備事業を実施中のA地区内にある所有地、借入地及び作業委託地については、選担化して概ね4haの団地とする。</p> <p>●副産物(糞)を飼料にする。糞効性肥料による追肥を1回減らし、施肥作業の省力化を図る。</p> <p>●米の品質向上のために、常温低温乾燥、二段乾燥に取り組む。</p> <p>●繁殖牛については、優良種雄牛の活用を図る。</p> <p>●長男が農業委員会主催の農業簿記講習会に出て簿記簿記と簡易経営分析について習得する。</p> <p>●家族経営協定の締結により、休日、給与等を明確にする。</p>	<p>目標(19年)</p> <p>糞肥記録の受給により経営と家計の分離</p> <p>休日制の導入</p>

氏名	年齢	経営主との続柄等	年間農業従事日数(日)
〇〇〇夫	55	本人	見直し
〇〇〇子	50	妻	250
〇〇〇子	21	長男	50
			200
常時雇(年間)		実人数	2人
臨時雇(年間)		実人数	2人
		延べ人数	4人
(参考)他市町村の認定状況		認定市町村名	認定年月日

(全国農業会議所発行資料)

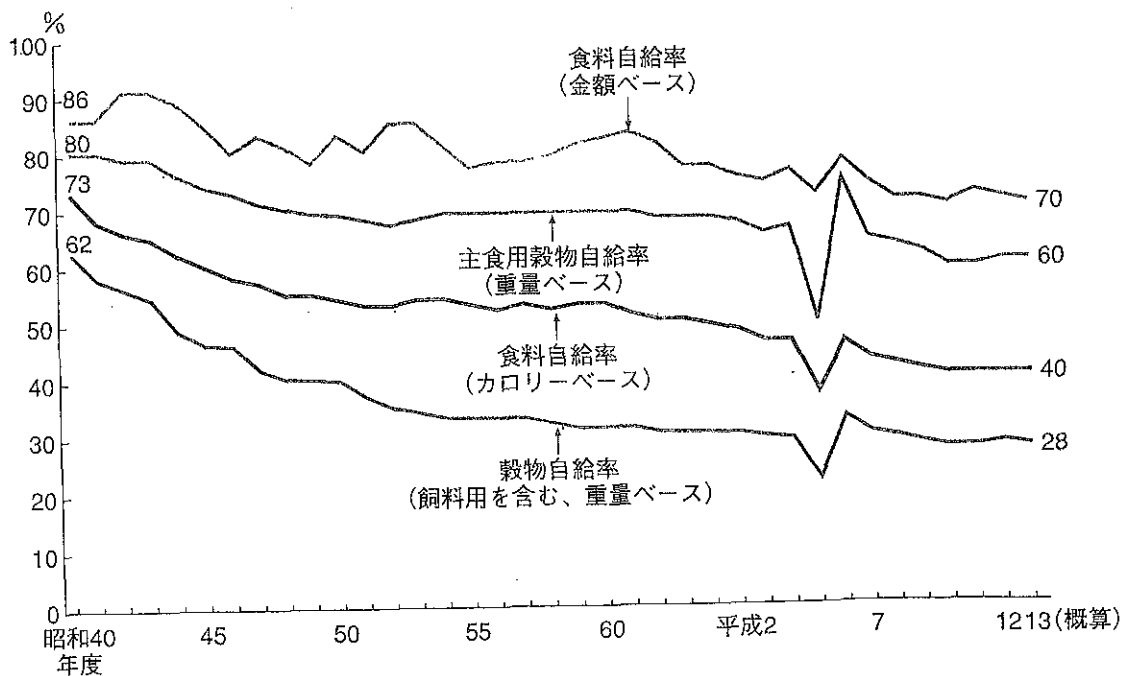
⑥ 食料支給率は、低下傾向で先進国中で最低水準

我が国の食糧自給率は、長期的にみると、食生活スタイルの変化により低下傾向にある。国民1人当たり供給熱量の構成変化は、米の消費が減少し、畜産物・油脂類の消費が増加しているが、畜産物・油脂の生産に必要な飼料穀物（トウモロコシ等）や大豆等の生産は需要に対応できないので海外に依存する状況になっている。総合的な状況は、昭和40年度に73%であったカロリーベース総合食糧自給率は平成13年度には40%までに低下していることが問題となっている。

先進国の2000年におけるカロリーベースの総合自給率は、オーストラリアは280%・米国フランスは132%・イギリスは74%となっており、日本の食糧自給率は先進国の中で最低水準にある。このため畜産・農産物の輸入に依存しているが、先進輸出国での自然条件BSE問題等で、日本の食糧の安定確保に障害が発生している。

このような中で日本の農産物自給率向上のため農業生産の取組みが課題となっている。このため食糧・農業・農村基本計画（平成12年）において平成22年度までにカロリーベースの総合自給率を45%とする目標を定めている。自給率目標達成を目指すは、消費・生産の両面にわたり、国・消費者・農業者・食品産業事業者・地方公共団体を含めた関係者全体で努力することが必要であるとしている。また、基本計画においては、消費者志向を重視した農業生産や指針が伺える。

(図表1-12) 我が国の食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」（農林統計協会発行）

(図表1-13) 食料農水産物の自給率の推移

(単位:%)

		昭和40 年度	50	60	平成7	11	12	13 (概算)
主要農水産物の品目別自給率	米	95	110	107	104	95 (100)	95 (100)	95 (100)
	小麦類	28	4	14	7	9	11	11
	大豆	25	9	8	5	6	7	7
	野菜	100	99	95	85	83	82	82
	果実	90	84	77	49	49	44	44
	鶏卵	100	97	98	96	96	95	96
	牛乳・乳製品	86	81	85	72	70	68	68
	肉類(鯨肉を除く)	90	77	81	57	54	52	53
	砂糖類	31	15	33	31	31	29	32
	魚介類	100	99	93	57	56	53	49
穀物(食料+飼料用)自給率		62	40	31	30	27	28	28
主食用穀物自給率		80	69	69	65	59	60	60
供給熱量総合食料自給率		73	54	53	43	40	40	40
金額ベースの総合食料自給率		86	83	82	74	72	71	70

資料:農林水産省「食料需給表」

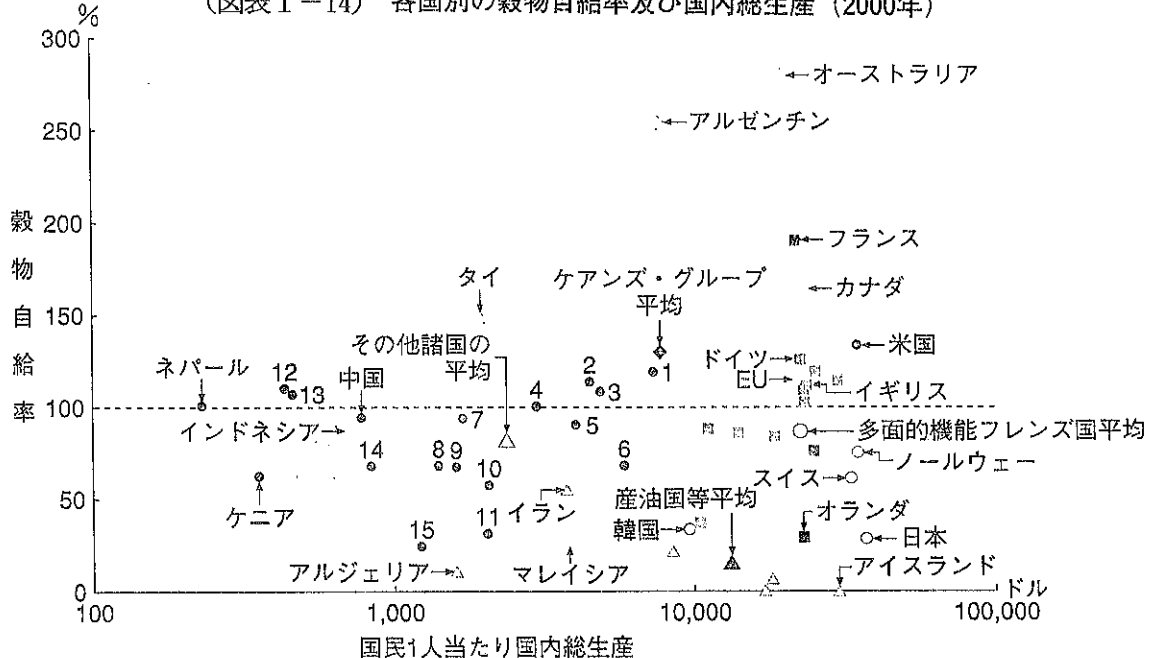
注:1) 米については、国内生産と国産米在庫の取崩しで国内需要に対応している実態を踏まえ、平成10年度から国内生産量に国産米在庫取崩し量を加えた数量を用いて、次式により品目別自給率、穀物自給率及び主食用穀物自給率を算出している。

$$\text{自給率} = \frac{\text{国産供給量} (\text{国内生産量} + \text{国産米在庫取崩し量})}{\text{国内消費仕向量}} \times 100 (\text{重量ベース})$$

なお、国産米在庫取崩し量は、11年度が223千トン、12年度が24千トン、13年度が262千トンである。

2) () 内の数値は、主食用自給率である。

(図表1-14) 各国別の穀物自給率及び国内総生産(2000年)



資料:国際連合「世界統計年鑑」、総務省「世界の統計」、FAO「Commodity Balances」を基に農林水産省で試算。

注:1) 国内総生産については一部1999年と98年の数値の国がある。

2) □はEU、○はEUを除く多面的機能フレンズ国、△はケアンズ・グループ、●は産油国等である。

3) 各番号は次の国である。

1 ミャンマー、2 ハンガリー、3 チェコ、4 トルコ、5 ポーランド、6 メキシコ、7 ロシア、8 エジプト、9 ルーマニア、10 ベルギー、11 チュニジア、12 パキスタン、13 インド、14 スリランカ、15 モロッコ

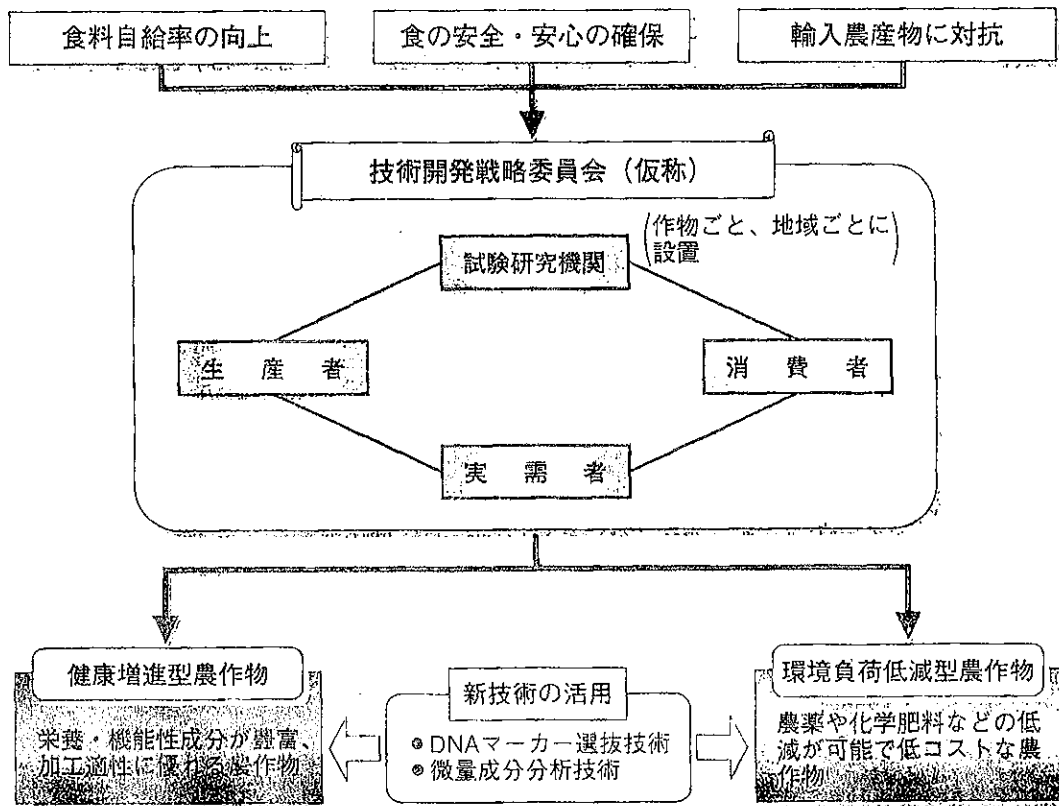
(前頁に同じ)

⑦ 消費者ニーズを踏まえた品種育成等の技術開発

消費者が求める、おいしい農産物等の品種の開発と栽培技術を確立する。その具体的施策として農水省は、消費者も参画した技術開発戦略委員会を設け、消費者ニーズを把握し、健康増進型農作物や、農薬や科学肥料の低減が可能な環境負荷低減型農作物等の新品种の開発を行う。同時に栽培・流通・加工技術の開発推進を行うものである。

そのイメージは下図の通りである。

(図表1-15) 消費者ニーズを踏まえた品種育成等の推進



農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」(農林統計協会発行)

「ブランド・ニッポン」食品の供給体制の確立

(図表1-16) 「ブランド・ニッポン」戦略 — 消費者の評価を踏まえ、産地の優位性を活かした戦略の策定 —

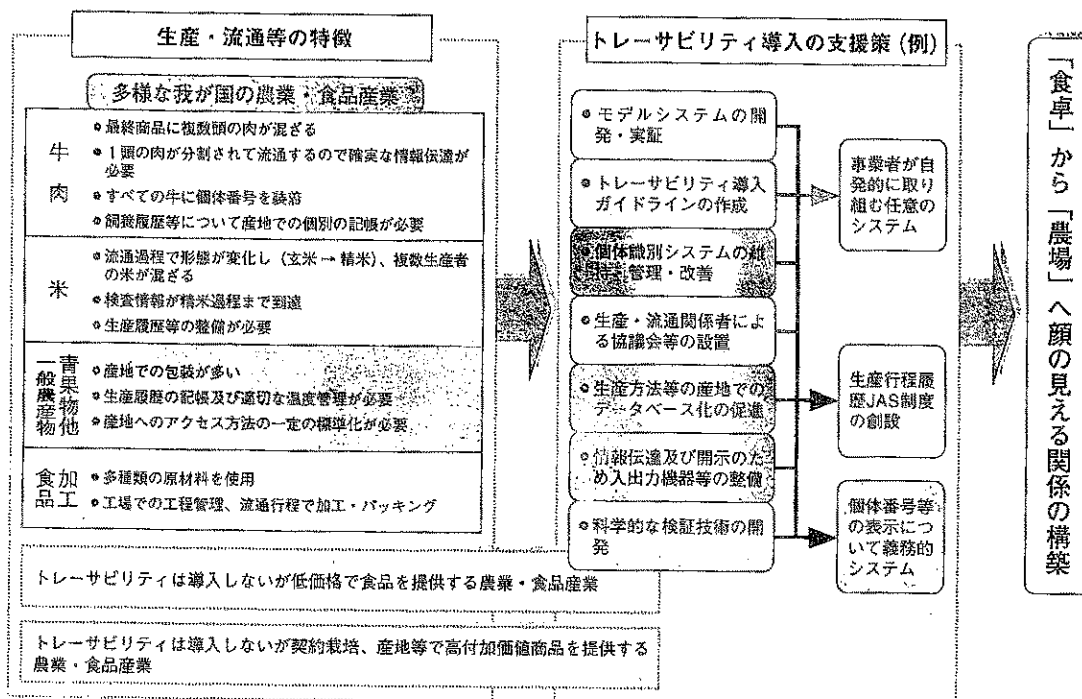
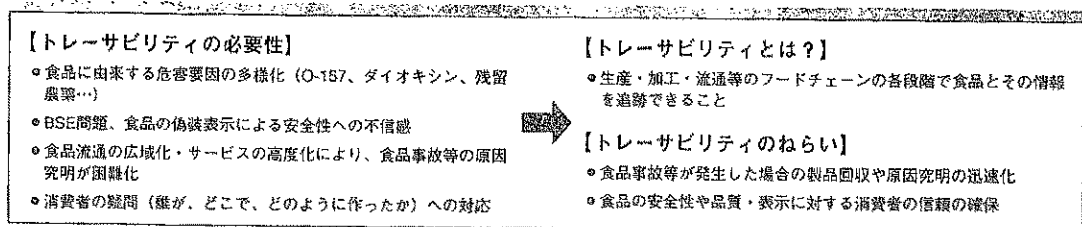


農水省施策資料

「平成14年度 食糧・農業・農村白書」

(農林統計協会発行)

(図表1-17) 食品の特性に応じたトレーサビリティの導入



⑧ 野菜産地の体質強化

農業総産出額に占める野菜の割合は、25%で推移しており、稲作・畜産と並び、我が国農業生産の基幹部門として重要な位置を占めている。しかし生産者の高齢化や担い手付則により、年々作付面積・生産量とも減少傾向にあり、主要野菜（28品目）の13年度咲付面積は前年比2.7%減の47万畝となっている。これには、生鮮野菜の輸入増加等による国内価格の低迷が背景にある。

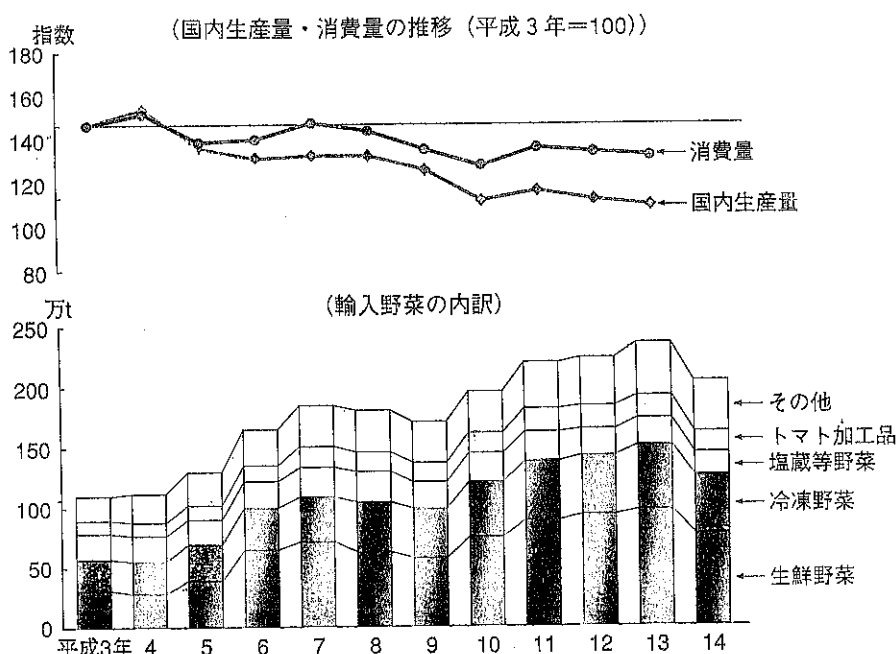
野菜の輸入状況について、輸入野菜全体に占める内訳をみると、昭和60年は生鮮野菜が20.3%・冷凍野菜が29.8%・塩蔵野菜が21.5%であったが、平成5年の冷害に伴う不作により生鮮野菜の輸入割合が増加し、平成14年は、それぞれ37.9%・23.4%・9.3%となっている。14年の輸入量は輸入野菜の残留農薬問題発生の影響で前年比12.8%減（205万2千トン）となった。

このような状況の中で、消費者や外食産業などから選好される品質・価格の国内野菜が供給できるよう野菜産地の体質強化・生産・流通両面の構造改革の推進課題に対する取組みが図られている。具体的には、機械化一貫体系の導入生産による低コスト化、通い容器（コンテナ）の活用等による流通経費の削減・実需要（量販店・外食産業）のニーズに対応した契約栽培取引の推進・有機栽培・低減農薬栽培等による高付加価値化などの目標実現に向けた取組みが進められている。

また14年6月に野菜生産出荷安定法が改正され、契約取引に伴い生産者の価格低落下リスクを軽減する制度の創設など野菜価格安定制度の充実・強化が図られている。

既に全国先進地では、野菜の有機栽培による大型経営で輸入野菜との差別化によって、契約取引の好例や家族農業者の有機栽培農産物取引の新規取組み現象が拡大しつつある。特にJAS有機認証の取得が信用力と価格の安定を得ている。有機栽培野菜・無現農薬野菜の生産は、消費者の求める「安全・安心・美味しい」に対応すると共に輸入野菜との差別化効果として有利に働いている。

(図表1-18) 野菜の国内生産量・消費量と輸入野菜の内訳の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」

注：1) 消費量は、1人1年当たりの純食料である。

2) 輸入野菜の内訳の生産野菜等は、包装材等込みの重量である。（前頁に同じ）

2. 日本農業の新しい施策への対応

日本の農業施策は、昭和61年に農業基本法が施行されてから、41年ぶりに日本の農政を転換する法律として平成11年「食糧・農業・農村基本法」が制定された。

これまで日本の農業と農政は、農業生産者保護政策が行われてきたが「食糧・農業・農村基本法」は、国民の視点に立った食と農の再生、食糧稼働率の向上、食糧の安定供給、農業の持続的な発展、中山間地域等の振興等に関する施策を打ち出した。

また、平成13年9月以降、BSE問題や食品の虚偽表示問題の発生を契機にして、平成14年4月に「食と農の再生プラン」を発表して、食の安全・安心の確保を中心に食料産業の構造改革を発表した。更に平成14年12月に、水田農業政策と米政策の抜本的見直しと再構築の基本方向として「米政策改革大綱」が省議決定された。その変革のポイントは消費者と市場重視の考え方が明確になっている。生産現場においては、消費者ニーズにきめ細かに対応した農産物の安定供給を柱にしている。これらの施策は農業生産者の今後の改革指針として対応することが求められている。

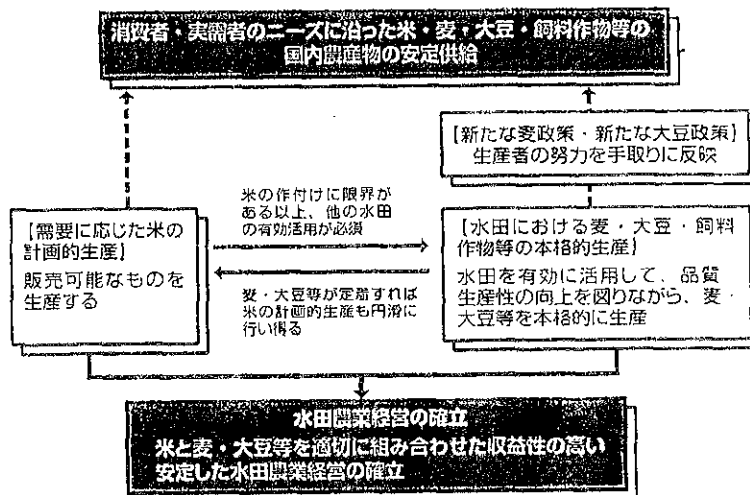
農業関係機関は、この施策の枠組みの中で運営され、農業者は、新たな経営方針のもとに力強い産業に再生されていくことが課題となる。更に農業経営診断業務を行うに当たっては、日本農業再生の施策内容を熟知してから取組む必要がある。

そこで、農林水産省発表の「食と農の再生プラン」及び「米政策改革の要点」等をここに転載（全国農業会議所発行「食料産業の構造改革について」・「米政策の改革～」より）して参考に供したい。

（図表1-19）から（図表1-33）まで

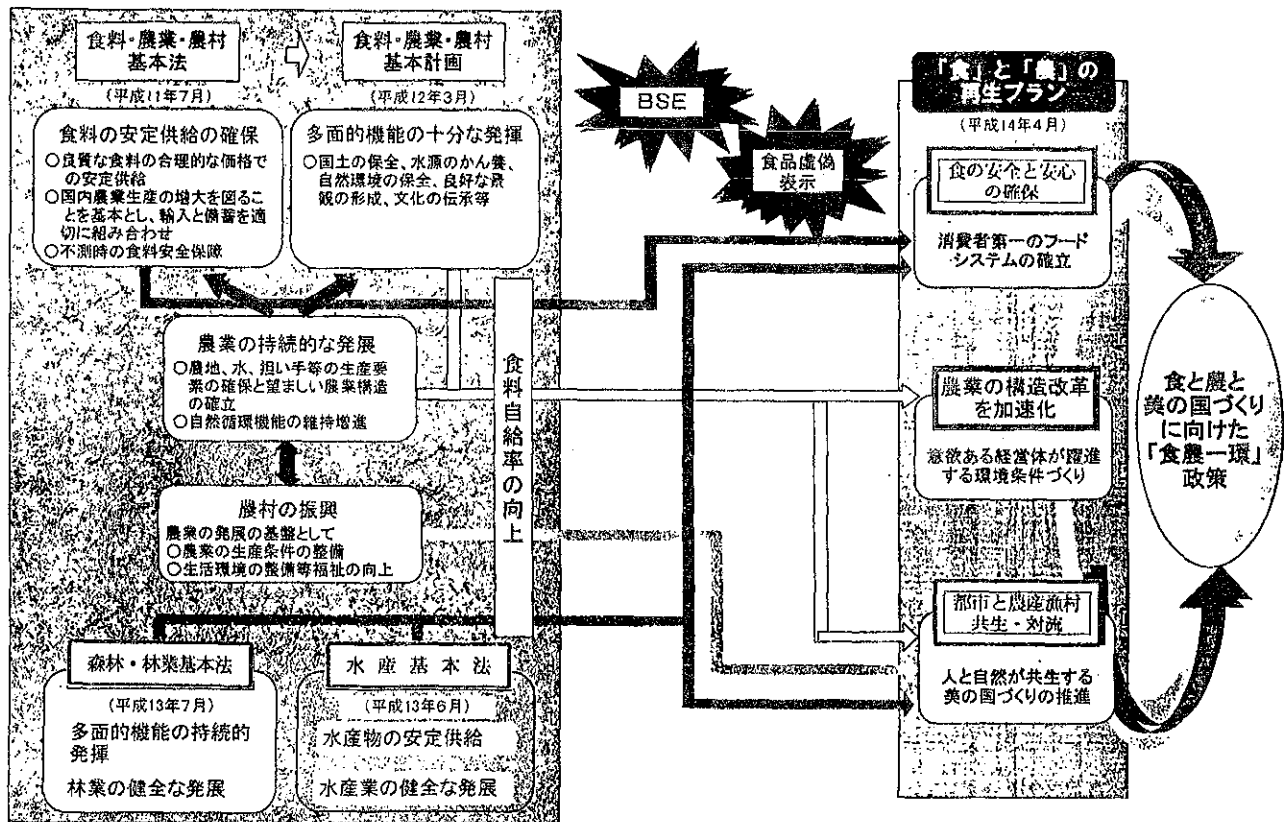
（図表1-19）

水田を中心とした土地利用型農業活性化対策がめざすもの



農水省施策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」（農林統計協会発行）

(図表1-20) 食料・農業・農村基本法を基礎とした「食」と「農」の再生プラン



(図表1-21)

「食」と「農」の再生プラン
消費者に満足させた農林水産行政を進めます。

農林水産省

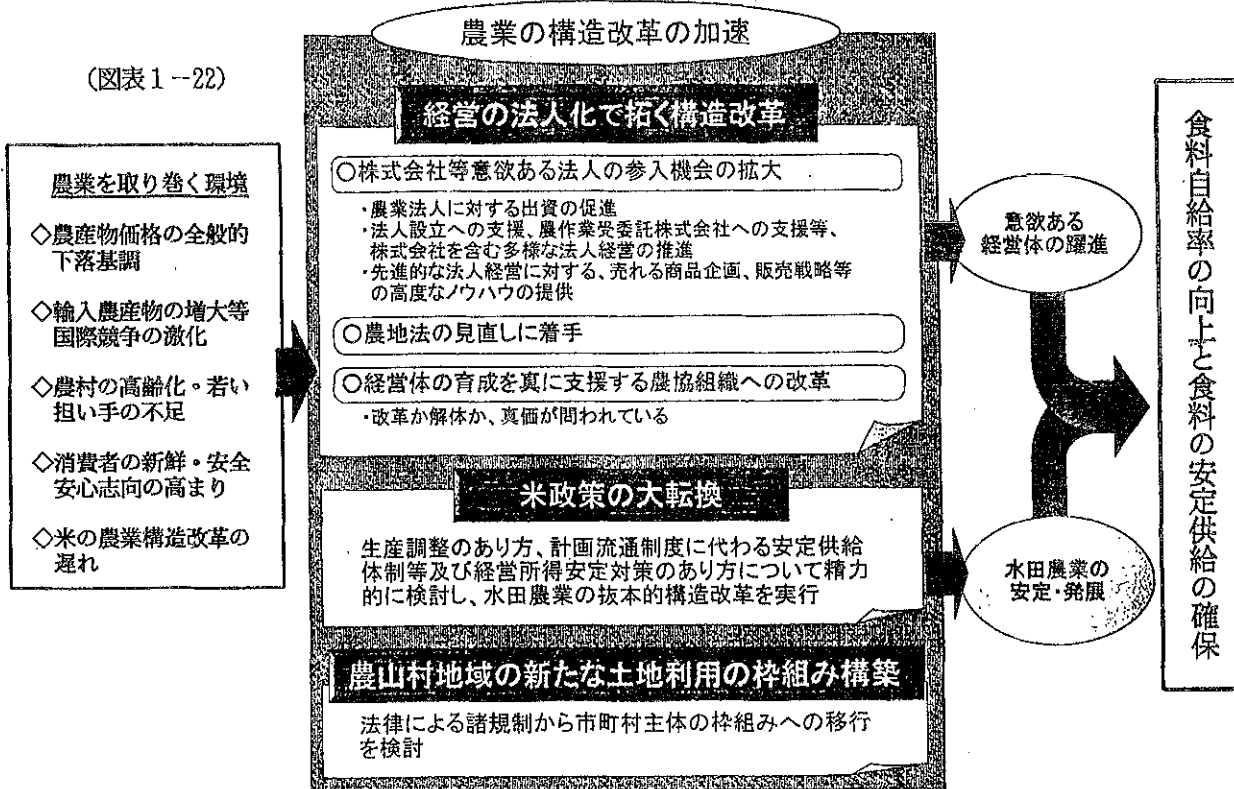
<p>農業の構造改革を加速化 意欲ある経営体が躍進する環境条件をつくれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営の法人化で拓く構造改革 ビジネスチャンスを活かそうとする新規就業者や法人経営・更迭経営への支援を行います。税外経営の株式会社化により多面的戦略の展開を図ります。また、農協系統組織の改革を促します。さらに、先駆的農業経営を支える研究開発を高度化します。農地法の見直しに着手します。 ● 米政策の大転換 米など水田農業の構造改革を加速するため、総合的に農業のあり方を検討します。 ● 構造改革に伴うセーフティネットの創設 水田農業の改革と整合性をもった経営所得安定対策のあり方の継続を提示します。 ● 農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築 法律による規制制から市町村主体の枠組みへの移行を検討します。 	<p>食の安全と安心の確保 消費者第一のフードシステムを確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築 消費者保護を第一に予防原則を踏むリスク分析の考え方を踏まえ、関連する法制制度の抜本的な見直しと新たな食品安全行政組織の構築に取り組みます。 ● 「農場から食卓へ」顔の見える関係の構築 トレーサビリティシステムの15年度導入 食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステムを導入し、これを実効あるものとするためのJAS規格など法制化を検討します。 ● 「食の安全運動国民会議」の発足 一みんで考える「食育」と「リスクコミュニケーション」の推進 食のリスクに関する徹底的な調査と情報開示や、「食の安全目標」を掲げることでより共通理解を醸成し、リスクコミュニケーションに努めます。また、消費者が食の安全性など自らの食を支える国民会議を発足させます。 ● JAS法改正で食品表示の信頼回復 わかりやすく信頼される表示制度を実現します。さらに、不正を見過ごさない消費者をきめた監視体制を整備するとともに、虚偽表示に対する公表やペナルティを強化します。 ● 新鮮でおいしい「ブランド日本」食品の提供 食文化・地産地消の特色を活かした「ブランド日本」卸水産物を供給し、生産・流通を通じた高コスト削減を修正します。 	<p>都市と農山漁村の共生・対流 人と自然が共生する美しい国づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市と農山漁村で行き交う「わがふるさと」づくり 都市と農山漁村で交流できるライフスタイルを変わります。 ● 「e-むらづくり計画」の推進 ITを活用した農業経営、都市と連色ない情報基盤（プラットフォーム）を変わります。また、集積再編による新しいコミュニティづくりを進めます。 ● 地球にやさしい生物エネルギー・資源の有効利用 ゼロ・エミッション（廃棄物等を循環活用する取組）を実行します。 ● 「美しい自然と景観」の維持・創造 自然再生のためのプロジェクトを推進するとともに、自然のリスクから守られた農山漁村を形成します。
--	--	---

(資料) 「食と農の再生プラン」の推進 (全国農業会議所発行)

農業の構造改革

(意欲ある経営体が躍進する環境条件の整備)

(図表1-22)



(図表1-23)〈我が国の『食』をめぐる状況と改革の方向〉

【食料産業(農水産業+食品産業)】

重要な国内産業セクター

- ・国内生産額 約109兆円(全産業の約12%)
GDPベースで約5.4兆円(全産業の約10%)
- ・就業者総数の約18%(1130万人)が従事
- ・海外生産比率低い:食料製造業3.1% (製造業全体14.5%)

地域経済の要:製造業全体に占める食品製造業のシェア
出荷額2割以上 9道県 (鹿児島、北海道、沖縄、宮崎、群馬、愛媛、宮城、岩手、鳥取)
従業者数2割以上 11道県 (沖縄、北海道、鹿児島、青森、長崎、宮崎、高松、徳島、奈良、和歌山、高知)

【消費者】

高度な嗜好と購買力を有する1億2千7百万人

- ・伸びる外食・調理食品への支出:食料支出に占める割合 19%(S55)→28%(H12)
- ・価格・ブランド・機能性・産直など多様な志向

競争力強化が課題

- ・輸入品との競合激化:食料輸入は原料型から生鮮・加工型へシフト
- ・食料自給率:40%(平成12年度、供給熱量ベース)

食の安全・安心への不自信

- ・食の安全性への消費者の関心の度合い(H12、11~12)

消費者ニーズ・信頼に応える食システムの確立に向けた思い切った構造改革の断行

【消費者に多様な選択肢を提供する食料産業の発展支援】

- ・食品産業と農水産業の連携による「食卓と農場をつなぐ」
- ・機地の強化
- ・生産・流通の高コスト構造の是正
- ・高付加価値を支える技術開発の促進
- ・高品質化、契約取引、地産地消等の推進 等

【食の安全・安心の確保に向けた取組の強化】

- ・食品リスクの把握と徹底的な情報開示(リスクコミュニケーション)
- ・「食を考える月間」などの食育運動
- ・「食卓から農場まで」顔の見える関係(トレーサビリティシステム)の構築 等

(前頁に同じ)

米の政策改革の10の要点

改革目標の明確化

1 「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年度までには実現

食生活の変化の中で、^{なかしよく}外食、中食需要にこたえられておらず、需要量が減少 ⇒ 多様な需要にこたえて、消費者が求める供給体制を構築

担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱 ⇒ プロ経営者の成長・拡大を支援し、21世紀の食料安定供給体制を構築

2 平成20年度からは農業者・農業者団体が主役となる需給調整を国と連携して構築 (18年度に移行への条件整備等の状況を検証)

国が県・市町村を通じて減反面積を配分することによって農業者には強制感 ⇒ 自主的・主体的調整体制に転換し、農業経営者の創意工夫を活かす

当面の需給調整システムの改革

3 消費者ニーズ・市場動向を基にした調整方式への転換

減反面積を配分していることから、面積を達成しても実効性があがらず米が余り、価格の低下が防げない ⇒ 生産数量を調整する方式により、実効性を確実に！
有機、直播などに取り組みにくい ⇒ 豊作による過剰米について短期融資の仕組みを活用し主体的な販売環境整備を実施
消費者の安全志向・価格志向にこたえた生産を促進

4 地域の発想で水田農業の構造改革を進める助成体系の構築

地域の特性に関わりなく、全国一律ではまきとの批判がある助成体系 ⇒ 地方分権の新たな発想のもとに、地域自らが考えて行動する構造改革の取組みにこたえられる助成の方式へ
消費者が求める多様な農産物を、プロ経営者が中心となって効率的に生産供給する産地づくりを推進

消費者と生産者が身近に感じられる流通制度の構築

5 流通規制の緩和

規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズにこたえられない状況 ⇒ 消費者ニーズにこたえた産地指定や直結取引などの促進と公正・中立な市場づくりによる複線・多様な供給体制の確保

6 消費者の安全・安心と表示の信頼性の確保

消費者の食品表示に関する不信感の増大 ⇒ 生産者名、生産地等を容易に確認できる手法や新たな精米規格を導入し、消費者の表示に対する信頼を回復

7 危機管理体制の整備

計画流通米(流通量の7割弱)を掌握することによる危機管理 ⇒ 米が足りない緊急時にも安定供給が図られる体制の整備

生産構造の改革

8 担い手の経営安定

価格の変動は、大規模な経営等担い手の経営に大きな打撃 ⇒ プロ経営者が安心して積極的に挑戦できるようにセーフティネットを措置

9 担い手の育成

主業農家のシェア 水田の4割 ⇒ 平成22年にプロ経営者のシェア 水田の6割

水田の有効な利活用

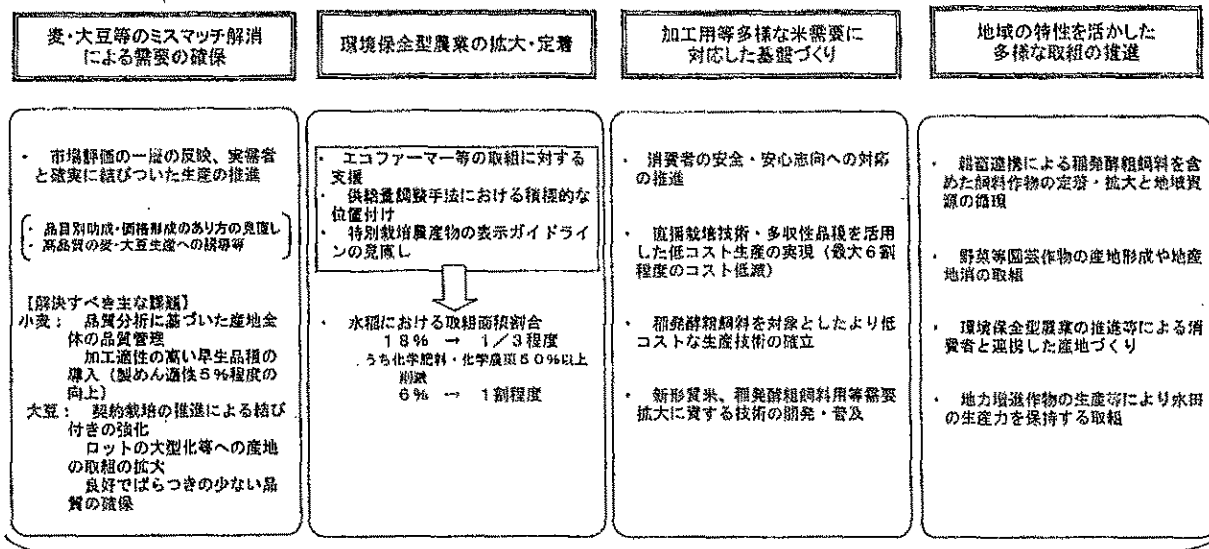
10 多面的機能の発揮・自給率の向上

近年の米消費の減少傾向が続くと28万haが不作付田 ⇒ 自然環境の保全などの多面的機能の発揮、自給率の向上のために水田の利活用の推進

(資料)「食と農の再生プラン」の推進 (全国農業会議所発行)

水田の有効利用に向けた課題

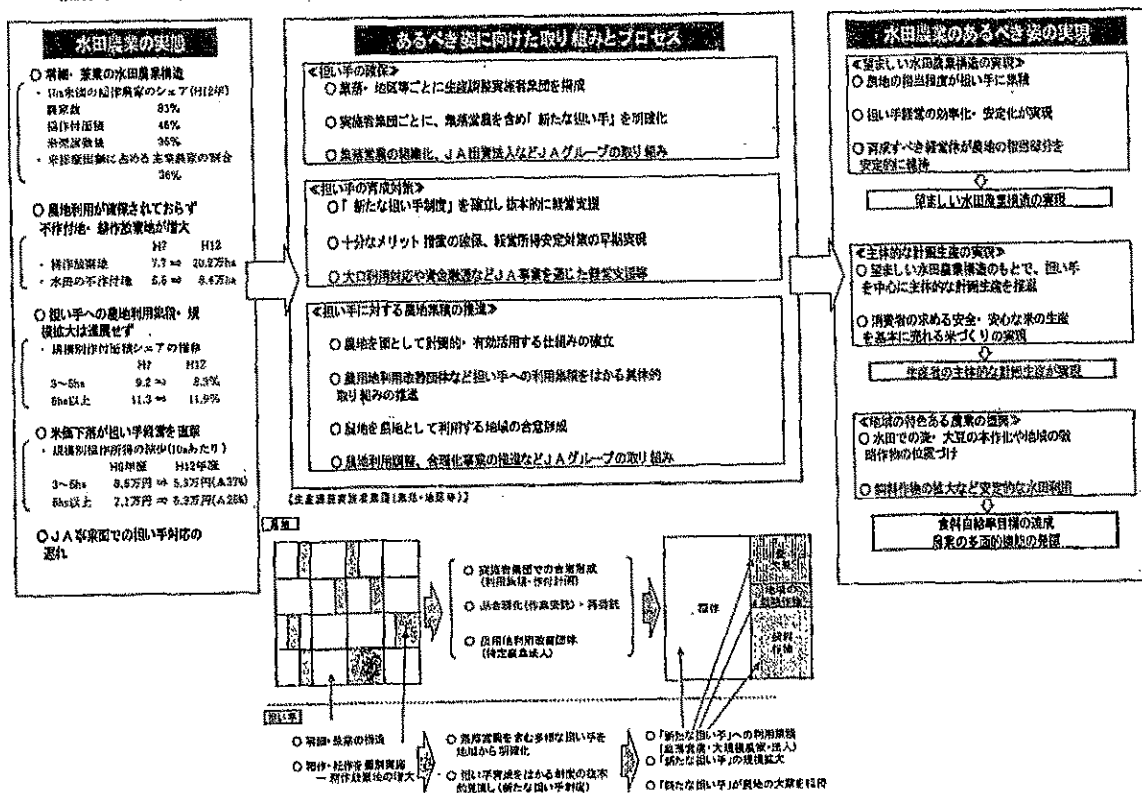
(図表 1-24)



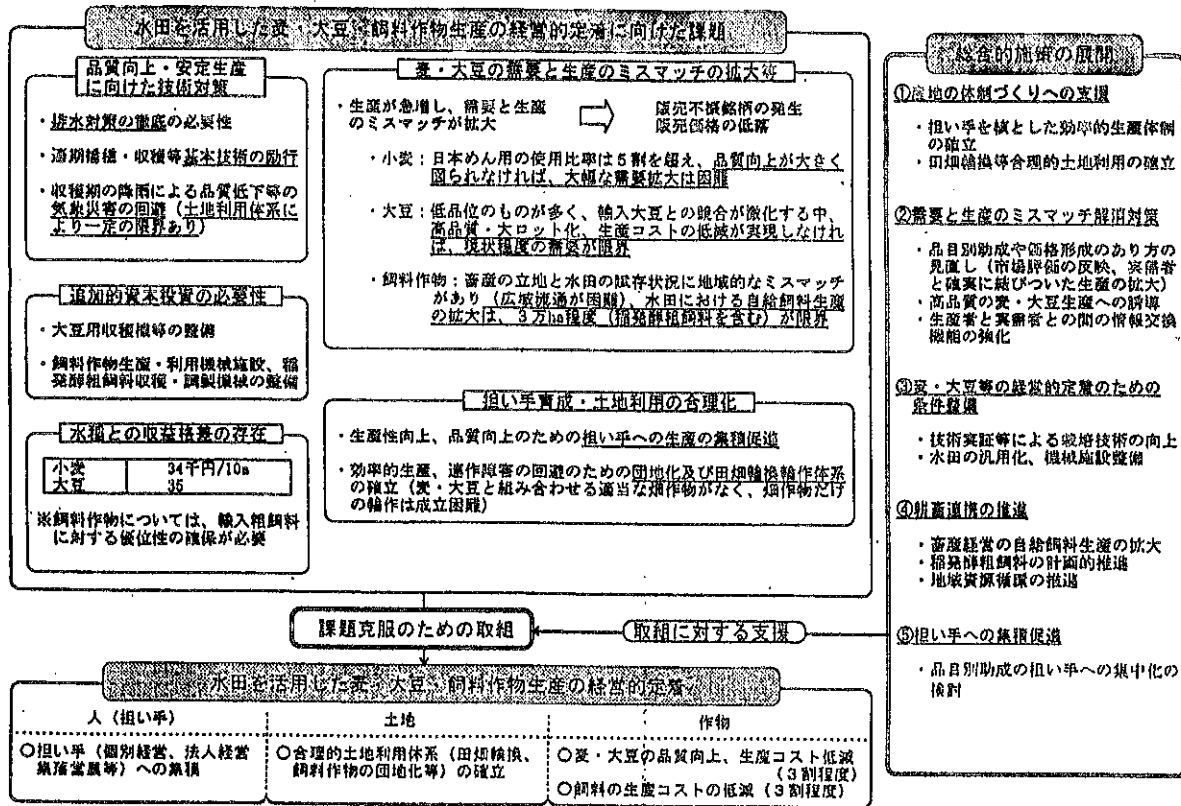
地域の特色ある農業の展開により水田の最大限活用

担い手の水田農業の将来像の姿

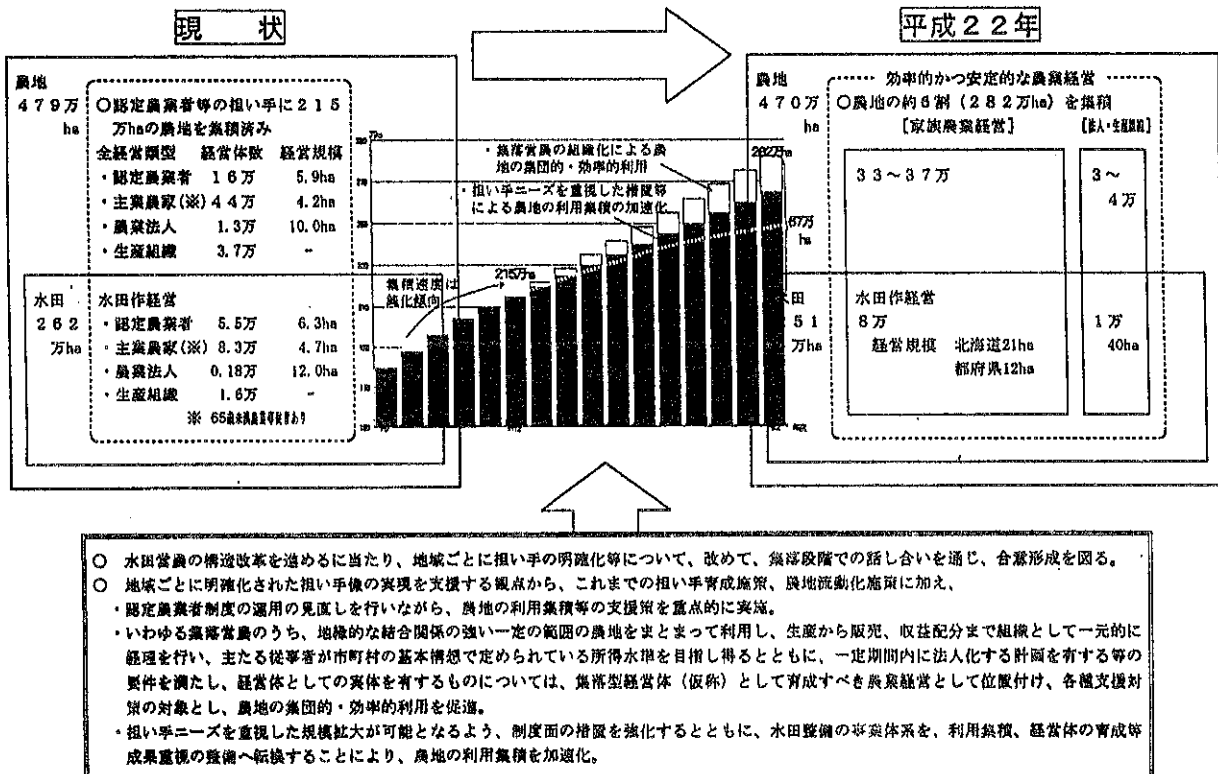
(図表 1-25)



(図表1-26) 麦・大豆の生産振興、耕畜連携の推進のための施策のあり方



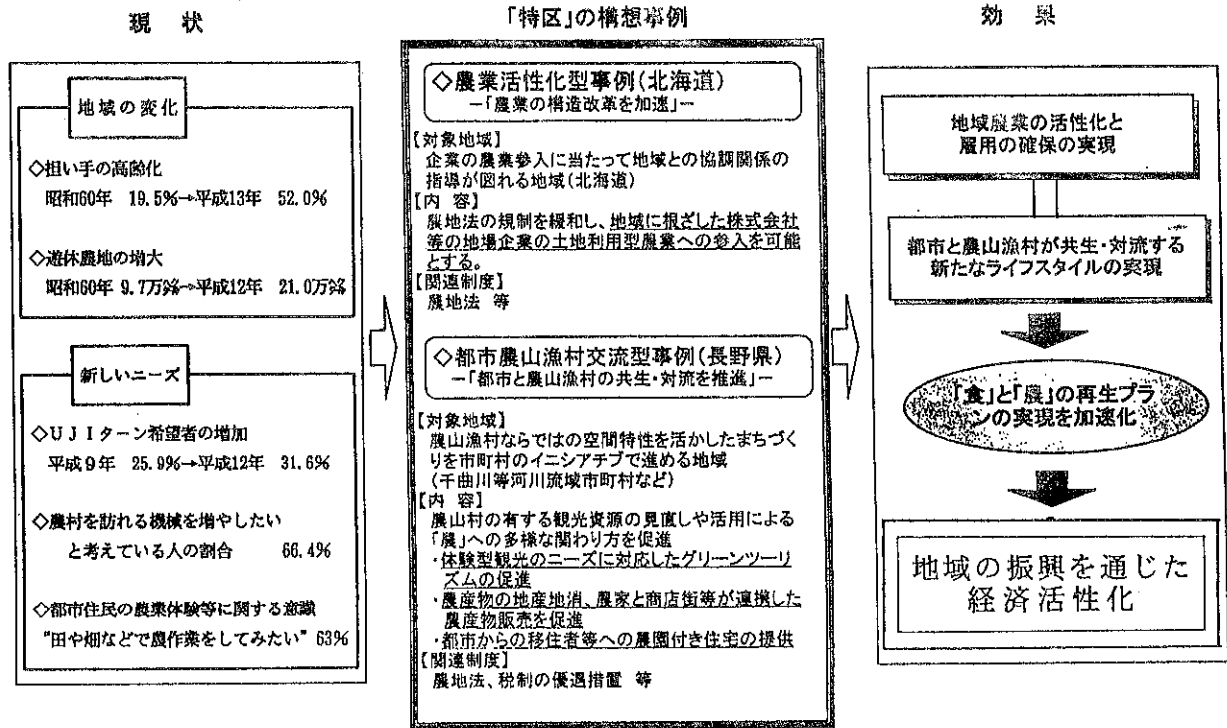
(図表1-27) 目標とする水田農業の構造とその実現に向けた経営政策



(資料)「食と農の再生プラン」の推進（全圃農業会議所発行）

「食」と「農」に関する『特区』構想提案事例

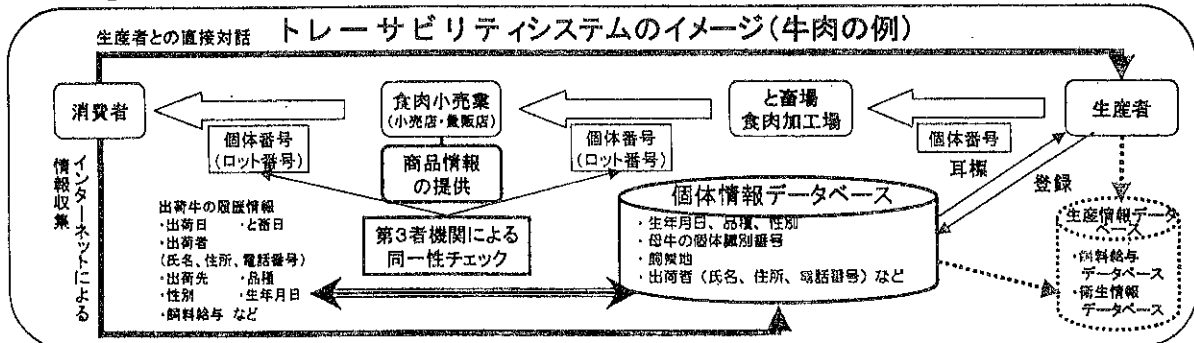
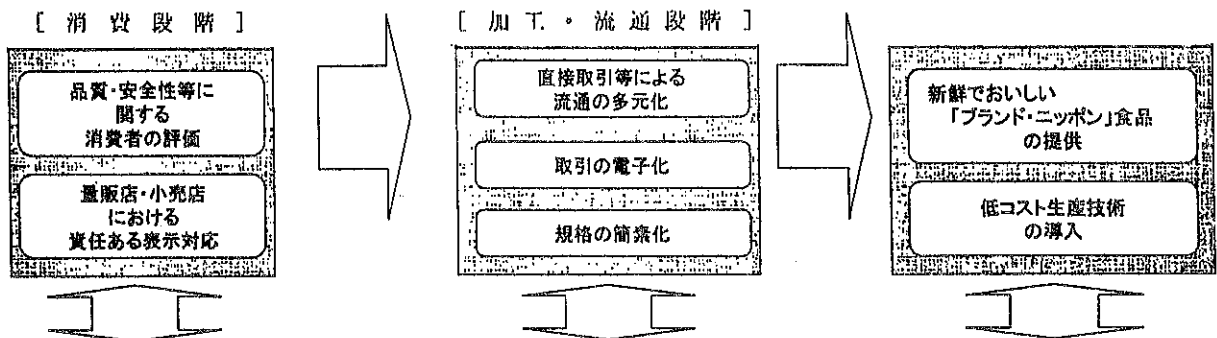
(図表1-28)



食品のトレーサビリティと「ブランド・ニッポン」食品の提供

ブランド・ニッポン戦略

(図表1-29) 消費者と相互に情報を共有しつつ、産地の優位性を活かした戦略の策定



(前頁に同じ)

「食」と「農」の再生プラン工程表のポイント

平成14年6月
農林水産省

1. 食の安全と安心の確保

食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築

次期通常国会に、食品の安全の確保のための食品安全基本法案（仮称）と食品安全委員会（仮称）を設置する法案を内閣官房が中心となつて提出するとともに、農林水産省は、リスク管理部門を生産振興部門から分離・強化する等の所要の見直しを行う農林水産省設置法を提出し、平成15年度に食品安全委員会（仮称）の設置と農林水産省組織の再編を行います。

生産現場から農場へ」顔の見える関係の構築 トレーサビリティシステムの15年度導入

平成14年度に、牛肉については、トレーサビリティシステムの開発を行うとともに、これを流通段階全てに義務付けする法制度化について次期通常国会提出も視野に入れ検討します。また、生産行程履歴JAS規格を制定します。平成15年度からシステムの導入・普及を行います。

平成14年度から、青果物、米、牛肉以外の畜産物、養殖水産物についてもトレーサビリティシステムの開発に取り組み、平成15年度から順次導入します。平成15年度から、表示項目（品種・産地・原材料等）を検証するための技術開発を行います。

また、次期通常国会にHACCP手法支援法を延長する法案を提出します。

14年5月までに全ての牛にそれぞれの個体を識別する番号を記入した耳標を装着し、これを管理するデータベースを開発。

牛肉、野菜等のトレーサビリティシステムについて実証試験を実施中。

（資料）「食と農の再生プラン」の推進（全国農業会議所発行）

2. 農業の構造改革を加速化

経営の法人化で拓く構造改革

平成15年度から、購入・賃貸が可能な農地や研修先等就農に関する情報提供体制の整備、技術・経営研修の充実等新規就農者に対する総合的な支援システムを構築するとともに、農業経営の株式会社化等法人化の促進、広域的な法人間の連携を推進します。

また、6月から「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」を開催し、構造改革特区の活用も含め、農業経営の法人化の推進や農地の利用集積を通じ効率的な企業的農業経営が展開できるよう、農地法の見直しについて、平成14年度秋頃を目途に論点整理を行い、次期通常国会に法案を提出することも視野に入れ検討します。

平成14年度から、系統組織等関係者との定期的な協議の場を設け、消費者ニーズに即応した農協のマーケティング機能の強化等抜本的な農協改革を促進します。

米政策の大幅転換

平成14年度中に、「生産調整に関する研究会」において、生産調整のあり方、計画流通制度の改革の方向について議論するとともに、水田農業関連施策について検討を進め、米政策の改革の方向を策定し、米など水田農業の構造改革を実行に移します。

構造改革に伴うセーフティネットの創設

平成14年度に、農産物の著しい価格変動が農業経営に及ぼす影響を緩和するための経営所得安定対策の具体化検討を行うための調査を実施するとともに、米政策の改革と合わせて具体化の方向とスケジュールを取りまとめます。

農山村地域の新たな土地利用の促進

平成14年度に、農業や農地への多様な関わり方が可能となるよう、6月から「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会」を開催し、構造改革特区の活用も含め、市町村の条例や地区の取組を基本とした農地等の利用の枠組みを検討します。7月中を目途に論点整理を行い、地域の取組を基本として、平成15年度から新たな制度をスタートさせます。

3. 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村で行き交う「わがふるさと」づくり

平成14年度に、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省の7省で構成する都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会を設置するとともに、資産の流動化等に向けた税制改革の検討を行います。また、平成14年度から、関係府省と連携してモデル的な「むらづくり」やグリーン・ツーリズム等都市農山漁村交流を進めます。

「e-むらづくり計画」の推進

平成14年度中に、農業経営等におけるITの活用や都市と遜色ない情報基盤の整備を一体的に推進していくための基本方針（「e-むらづくり計画」）を、有識者、地方公共団体等の意見を聴いて策定するとともに、平成15年度からこれに基づき施策を実施します。

地球にやさしい生物エネルギー・資源の有効利用

平成14年度に、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用についての具体策について、民間企業、有識者からなるアドバイザリーグループの意見を聴いて、大綱（骨子案）を7月中に取りまとめ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」として年内を目標に策定するとともに、平成15年度から、バイオマスの利活用のための関係制度の見直し、技術開発、普及を行います。

- 平成14年6月に省内に「バイオマス・ニッポン総合戦略策定プロジェクトチーム」を設置

「美しい自然と景観の維持・創造

平成14年度から、自然環境との調和に配慮した環境創造型事業を展開するとともに、平成15年度から、地域住民、土地改良区、NPO等の協力を得て、生き物の生息空間の形成等自然再生に向けた取組を行います。

（資料）「食と農の再生プラン」の推進（全国農業会議所発行）

「食の安全運動国民会議」の発足 —みんなで考える「食育」と「リスクコミュニケーション」の推進—

平成14年度から、残留農薬、カドミウム、かび毒、ダイオキシンに関する調査を強化します。

平成14年度に「食を考える月間」の設定、14年7月に「食を考える国民フォーラム」を開催するなど食育活動を重点的に実施するとともに、文部科学省と厚生労働省との間で連絡会議を設置し、連携を強化します。

- 「食」と「農」を語り合う会（農林水産省版タウンミーティング）を3月30日（岡山市）、4月21日（金沢市）の2回開催。今後、6月29日（京都市）、7月13日（札幌市）に開催予定。

JAS法改正で食品表示の信頼回復

平成15年度に「食品表示ウオッチャー」、「食品表示110番」等により食品表示に関する不正を監視する体制を強化します。

平成14年6月から、「食品の表示制度に関する懇談会」において食品衛生法、JAS法等複数の法律に基づく食品表示制度について一元的に検討し、14年夏を目途に中間取りまとめを行い、これを踏まえた制度の見直しを行います。

- 食品の偽装表示の多発を踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、公表の弾力化と罰則の大幅な強化を内容とする改正JAS法が14年6月7日に成立し、7月4日に施行予定。

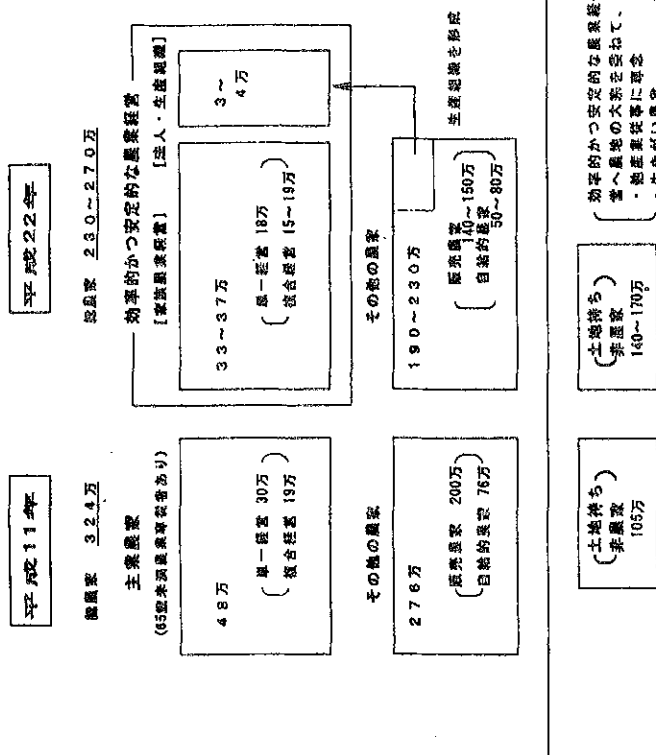
- 「食品表示ウオッチャー」については、「再生プラン」公表時に予定していた700名の倍近い1,350名に委嘱する予定。また、「食品表示110番」については、国の機関に計65カ所、47都道府県に窓口を設置し、6月上旬までに約2,900件の情報を受付。

新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食料の提供

平成14年度から、産地毎に、品質、安全性などに関する消費者の評価を踏まえた、産地の優位性を活かす「ブランド・ニッポン」戦略の策定を促進し、平成15年度から戦略を策定した産地に対し施策を重点的に実施します。

また、生産・流通を通じた高コスト構造を是正するため、平成14年度に資材物流の合理化等による資材費の低減等を推進します。また、平成14年7月から「食品流通の効率化等」に関する研究会を開催し、年度内を目標に卸売市場のあり方を含めた食品流通の構造改革の方針を策定します。

(図表1-30) ○農業構造の展望(平成22年)



○水田における「効率的かつ安定的な家族経営」の展望

	平成11年		平成22年	
	戸数	経営規模	戸数	経営規模
水田作 北海道 (都府県)	9.7万 1.3万 8.4万	4.6ha 10.2ha 3.7ha	8万 1万 6万	14ha程度 2ha程度 12ha程度
主業農家 (65歳未満農業従事者あり)				経営規模 積込シエラ
				約6割 約9割 約6割

農水省政策資料「平成14年度 食糧・農業・農村白書」(農林統計協会発行)

育成すべき経営体における所得の試算
(「農業経営の展望」の概要)

- 「農業経営の展望」は、地域の特性に応じた経営指標の策定等の取組を推進するため、「効率的かつ安定的な農業経営」の姿として35類型(うち水田作7類型)を例示。
- 水田作については、①集落営農の組織化、農地利用集積等による経営規模の拡大、②地域の条件に応じた輪作体系の確立、③効率的な機械化体系の確立等により、実現可能な農業経営の姿を提示。

(参考1) 現時点において試算した場合の経営指標

【家族経営】

作想	1年1作	2年3作	1年2作
付体	北海道	前東北・北陸	関東以西
定地	北海道	前東北・北陸	関東以西
術系	自脱型	コンバイン中心	中心
営規	21.6 ha	16.2 ha	12.6 ha
模	現状の8割	現状の6割	現状の6割
経水	570万円	500万円	650万円
稲の生産コスト			
主たる農業従事者 1人当たり農業所得			

【生産組織】

作想	1年1作	2年3作	1年2作
付体	北東北	前東北・北陸	関東以西
定地	北東北	前東北・北陸	関東以西
術系	汎用	コンバイン中心	中心
営規	46.8 ha	50.4 ha	36.0 ha
模	現状の6割	現状の5割	現状の5割
経水	640万円	690万円	830万円
稲の生産コスト			
主たる農業従事者 1人当たり農業所得			

※水稲の生産コストは、10a当たりの費用合計の北海道又は都府県平均対比。

- (参考2) 他産業従事者の生涯所得を確保し得る農業所得
2.0~2.4億円 ÷ 40年 = 500~600万円/年 (年金を除く)
↳ 主要農業地域の県の全産業・全事業所平均の生涯所得 (年金込み)では2.3~2.8億円

3. 地方自治体の農業施策

地方自治体における農業振興の取組み事例として、静岡県「農業振興基本計画」がある。その内容の1部を農業施策モデルとして3つの図表を紹介することにした。

(1) (図表1-31) 浜松市農業振興基本計画の概要

計画策定の目的

- ・この基本計画は本市農業の現状と課題を踏まえて、あるべき浜松市の農業ビジョンを示し、基本方針に基づき施策を体系的に明らかにすることを目指す。本市の政策目標である「技術と文化の世界都市・浜松」の実現を目指すものです。

基本理念

- 人と地域社会を支え、次世代へ続く都市型農業をめざして
 - 地域特性を活かした産地力の強化
 - 都市との共生による地産地消の促進
 - 「農」と「くらし」が一体となった良好な地域社会の維持
- ※基本計画の目標値 農業粗生産額 300億円の維持

計画推進に向けた取り組み

- ・本計画を市民の皆さんに理解していただくため、農業者、関係団体・機関をはじめ多くの方々の方々の参加を得てシンポジウムを開催します。
- ・事業の計画の実施にあたっては、農業者や消費者をはじめとする関係者の意向を反映した充実度の高い事業の実現化を目指します。
- ・施策の推進にあたっては、それぞれの事業主体が果たすべき役割を明確にするとともに、関係者や関係機関が協働して農業の振興を図っていきます。
- ・事業の目的に沿った成果と円滑な推進を確保するため、行政評価システム等において進捗管理を行っていきます。

基本方針

技術の目える農業

産業都市として蓄積された地産産物が持つ優れた技術力や開発力を農業に取り込むなど、省力化・低コスト化に向けた新たな技術開発の推進や、環境にやさしい持続可能な栽培技術の導入を図ります。

自立する農業

基幹的な担い手としての認定農業者を積極的に育成するとともに、認定農業者の法人化を促進します。また、農業として魅力ある農業の確立と、新規就農者の確保・育成を図り、基幹的な担い手が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指していきます。

産地力を活かす農業

生産振興と消費者の信頼確保に向け、消費者との交流やブランド化の推進を図ります。また、多様な地場流通チャネルによる地産地消の推進や、新鮮で安全な農産物の提供などにより、市民の健康を促進します。さらに、花き産業の一層の発展を目的に、花文化に係る施策との連携を図りつつ、世界に誇る花の都市づくりを進めます。

地場産物を守りつくる農業

土地利用のビジョンに基づいた農地の計画的保全や、効率的な利活用の促進を図ります。また、化学肥料・農薬使用量の削減と安心・安全な農作物の提供などにより、循環型社会の形成を促進します。併せて、生産情報等の消費者への開示を促進します。

豊かなコミュニティを育む農業

市民が農業を楽しんだり、憩いの場として農村地域を活用するシステムの構築を推進します。また、子供たちが生命を重むことの大切さを認識する場として、農業体験学習機会の提供を農業者との連携を図りながら積極的に推進していきます。

基幹的な施策

- 生産技術の改善
- 情報技術革新への対応
- 農業生産環境の整備
- 農業経営環境の強化
- 基幹的な担い手の育成
- 多様な担い手の育成
- 女性・高齢者支援
- 競争力のある産地形成
- 農産物流通の安定化
- 地場流通の促進
- 農地の計画的保全
- 農地利用の促進
- 環境保全型農業の促進
- 農業農村の多面的機能の保全
- 市民に親しまれる農業の推進
- 農村環境の整備

(資料) 浜松市農業振興基本計画 (平成14年3月)

(2) (図表 1 - 32) 浜松市農業にける課題の整理

生産農家アンケート調査、ヒアリング調査、統計資料分析結果などの検討内容をふまえて、本市農業における課題を抽出し、下表に整理されている。

区分	主な課題	現 状
農業生産	都市的土地利用の増大に対する農地の確保	耕作条件の不利な農地が多く、谷田や小規模農地が分散しているなど条件悪化が著しく、耕作上の主要な問題点の1つとして挙げられている(22.2%の農家が回答)。 野菜の生産意向は「現状維持」または「縮小志向」；全農家の4割は「現状維持」であるが、「縮小」または「転用」を希望する農家も3割を占める。
	用水の安定的確保	用水の需要と供給の不一致；用水計画時に畑田を水田として水収支計画を立てられたが、その後畑作や施設栽培が増加したため水需要と供給が合わない(稲作においては5月に用水不足を生じている。西御油防地区や浜名湖岸地区のセルリー栽培では1-3月にかけて用水不足が生じている)。 用水計画や水利権の見直し；国土交通省や水利組合との調整が必要となる。 用排水施設等の整備
	農地の集積・流動化の促進	農家一戸あたりの所有面積が小規模に分散 ・市町村の拡大に伴い農産として悪化；施設栽培を縮小して余剰となる農地や現在所有する不耕作地については「売却」、「賃貸」して転用管理、「農地」として貸し出すなどという意向が全農家の2/3を占めている。 ・委託システムが未整備；効率的な委託の仕組みが確立されていない。
	農業生産における技術力の増進	技術革新の必要性の増大；本市が目指す都市型農業のより一層の振興を図るため、農業関係交流による技術革新、品種改良の促進、省力化に寄与する農業機械や農法など、さらなる最新技術の導入や普及が求められている。
	多様な維持管理手段の改善	小規模な農地が分散し農作業が非効率的；水管理、消毒などの維持管理、農薬散布などの労力を要する農作業を効率的に行うことが困難である。 ・担い手の高齢化；全農家の約半数が「農業作業者が高齢で体力的に不安定である」を農業経営上の問題点として回答している。 ・耕作上の主要な阻害要因；3割以上の農家が「水管理手段」、「水路の清掃、草刈が大変」などを阻害要因として挙げている。
	環境保全型農業の取り組み	取り組みでの問題点が多数；生産農家からは、高価な生産資材、多大な労力、生産技術への対応が困難などが主な問題点として挙げられている。 ・循環型システムへの普及促進；生産から流通・消費に至る全段階で一体的な取り組みが効果的である。 ・地肥化施設などの整備に対する要望大；特に管理農家からの要望が強い。
	農業経営基盤の強化	農業としての魅力の減退；輸入品の増加や価格変動など経営環境の変化に影響を受け全体的に農業所得が減少傾向である中、他産業と比較した場合、所得水準面で不利な状況にある。 ・労働力確保への要望大；行政の重要施策として産地維持に対する要望が顕著に示されている。 ・労働力確保は現状維持；アンケート調査では8割以上が現状維持という意向を示している。
	農産物の価格変動への対応	消費者志向の価格形成への政策転換による価格変動；農産物の価格が不安定であることが、農業経営上の最大の問題点として7割程度の農家が回答している。 ・輸入品の増加と国産品の価格競争が激化
	担い手の育成	担い手不足の深刻化；後継者がいない見込みの農家は4割以上で、専業・兼業を問わず後継者問題が深刻化している。
	高齢化対策	高齢な高齢化の進展；農業従事人口の急激な減少に対して高齢者人口が増加し、65歳以上の労働者が65%を占める。高齢者による農業に対して作業しやすしい環境整備、任組みづくりが求められる。また、農村社会の中で高齢化対策も必要となる。
情報化の推進	情報化の遅れ；他産業においては企業経営などにおいて情報技術が導入されているのは周知であるが、アンケート結果からも本市農家が他産業と比べて情報技術を取り入れている割合はわずかであり、今後、他産業や他地域と比較して情報化の遅れが懸念される。	

区分	主な課題	現 状
流通・販売	流通環境の変化への対応	市場外流通の増加；全国的な傾向として、情報化の進展により生産者から消費者への直販が増加している。卸作の場合、消費者直販の割合が高い。また、大消費地に近接していることによる流通チャネルの多様化；本市の場合、首都圏や名古屋圏、関西圏などへの出荷が多い。また、首都圏等の拠点市場から転送された産物の市内流通量が増加している。 ・産地規模に合わせた販路開拓の支援が不可欠；全農家の4割が特に販売拡大努力を行っているが、年間販売金額800万円以上の農家の8割は販路と同一のタイプを主に用いている。販路開拓を主としている。 ・安価な産物の確保；生産・出荷量が少く安価な産物が確保できていない。 ・品質管理が困難；地産品の品質管理システムや規格が確立されていない。 ・安全・健康志向と消費者への要求の高まり；消費者からは近年の安全志向の高まりを受けて、「生産者の顔が見える農業」や「鮮度の良い産物」へのニーズは高い。
地域環境保全	スプロール化に伴う耕作放棄地の増加への対応	・急激な増加；昭和60年から平成7年の10年間で耕作放棄地面積率は約3倍になっている。 ・耕作上の主要な阻害要因；耕作放棄地の増加は耕作上の問題点として3割程度以上の農家が回答している。 ・耕作放棄地の農地としての活用には消極的；耕作放棄地の処理について、農地として「戻したい」という意向は1/4程度しかない。
	農産物の不法投棄対策	・耕作放棄地への投棄；耕作放棄地の増加に伴い耕作放棄地への不法投棄がみられる。 ・不法投棄に対する住民の不安；5割の農家が地域環境の保全の観点から不満と回答している。 ・農産物の処理やリサイクルに依る法規制の強化；農産物処理法、畜産物処理法、食品リサイクル法の強化、施行が進められ、農村地域においても農産物処理や管理型社会形成は重要な取り組み課題となっている。
都市との共生	農業・農村の多面的機能の維持増進	・農地の確保の重要性；全市民的に農地の減少が進行し、多面的機能が低下傾向にある。 ・市民の意識の向上；農業・農村の多面的機能に対する市民の意識の向上を図り、保全体制面や資金面などでも、行政と市民とが一体となった取り組みが求められる。
	農村環境の改善	・農産物の販路開拓；流通の促進；交流の場として農産物の販売所や、取り組みなど農産物の販路を開拓し、流通を促進することに対する要望が高い。 ・農産物の流通と利用；本市では近年農産物が主体となつて都市が随所で行われているが、場所により開通日や開通時間が異なるなど、消費者の主な購入先はスーパーなどであり、市民との交流という観点では効果的ではない。 ・スプロール化による農地の減少；耕作放棄地が近年急激に増加している。 ・生活環境の悪化による水質汚染の悪化；都市化の進行している地域では、特に耕作上の阻害要因として「用排水の汚れ」などが挙げられている。

(資料) 浜松市農業振興基本計画(平成14年3月)

(3) (図表1-33) 基本計画において重点的に取り組む施策

施策名	施策の内容
「技術の見える農業」に係る施策	栽培の省力化・低コスト化を図る技術の導入と、農作業の分業化を支援する。
農業生産性向上対策	海外との技術交流や他産業がもつ技術を活用して、本市農業に即した技術改良の促進を図る。
技術開業の推進	農業情報ネットワークの構築に対する支援と、行政情報のデータベース化、インターネットを活用した農業のPRを推進する。
「自立する農業」に係る施策	
土地改良施設の整備	農業用水路等の改修、排水不良解消のための排水路の整備を図る。
農地の流動化の推進	栽培施設を含めて利用権の設定ができるシステムや、利用権を設定した農地で容易に栽培施設が建設できるシステムの確立を図る。
法人化の推進	法人化や規模拡大に積極的な経営体に対し経営分析を実施し、問題点や改善方法を明らかにする。
新規就農者の確保・育成	新規就農条件としての農家資格の経営面積について、施設園芸においてあつせん基準に基づいた運用を図る。
多様な担い手の確保	非農業者が農業に参入できよう就農支援策について検討する。
男女共同参画の促進	家族経営協定の締結や関係団体・地域組織等への女性の登用、農業に関連する起業活動等に対して支援する。
「産地力を活かす農業」に係る施策	
価格変動に対応する出荷・販売方法の確立	集出荷施設の整理統合や情報発信基地としての集出荷施設の整備、マーケティング機能の充実、流通コストの削減、販売力の強化等を支援する。
消費者視点の流通販売戦略	農産物に関する情報の提供と消費者との交流の場の提供等に対して支援する。
中央卸売市場関連施設の整備	市場関係者間の連携の強化、広域的な市場の再編取組を進め、中央卸売市場の効率的な管理運営と適正な整備を図る。
食肉市場関連施設の整備	食肉衛生管理の徹底を図るとともに、近代化のための施設整備を行う。
地域密着型の農業の展開による地域内農畜産物自給の向上	朝市やファミリーマーケット等の整備推進と、「生活指針」の普及・定着、地域農産物の消費拡大を図る。

施策名	施策の内容
「地域環境を守り・つくる農業」に係る施策	
優良農地の確保	本市の都市像を踏まえた土地利用の見直しを行い、保全すべき農地の区域の明確化を推進する。
遊休農地などの効果的な活用	農地を活用したNPO組織の育成支援や、市民等の労働力や資金提供などによる参加型農地保全策の導入について検討する。
農地の流動化の推進	農地の賃借及び売買希望農家の掘り起こしとデータベース化の推進、本市の実情にあった流動化の進め方について調査研究する。
環境保全型農業を推進する農業者・団体への支援	エコファーマー制度による認証等を旨とする農業者への積極的な支援と、農業者の組織化による情報交換の場の整備を推進する。
生産者・消費者等の連携強化	エコファーマー制度等による認証を受けた農業者の農産物に対し認証表示を実施し、市民への安全・安心な農産物の供給を図る。
農業・農村の多面的機能の分析・評価と保全策	排水不良地区等における農地保全策としてデカアップリング制を含む助成制度と土地利用規制について地域住民と一体となって検討する。
「豊かなコミュニケーションを育む農業」に係る施策	
ふれあい農業の推進	市民農園等の整備により交流の場の拡充を推進するとともに、市民がボランティアなどで農業を体験できる体制づくりを進める。
学校教育、生涯教育での意識啓発	学校教育や生涯教育と農業者との連携強化を図り、地域に対して農業をアピールするとともに、農業に対する理解の醸成を図る。
農業集落排水施設の整備と維持管理	農業集落排水事業について、実施の可能性について調査検討するとともに、事業実施区域において事業効果の確保を図る。
田園空間の整備	魅力ある農村景観を確保するため、漏水公園等の整備を推進するとともに市民の憩いの場としての農村景観の活用を推進する。

(資料) 浜松市農業振興基本計画(平成14年3月)